

○令和7年3月14日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時49分

○出席委員（15名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	能登谷繁
委員	笠井まなみ	委員	金谷美奈子
委員	中村みなこ	委員	高花えいこ
委員	江川あや	委員	安田佳正
委員	小林ゆうき	委員	杉山允孝
委員	駒木おさみ		

○欠席委員（1名）

委員 中野ひろゆき

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤さだお

○説明員

副市長	中村寧	学校教育部学務課長	山本厚
いじめ防止対策推進部長	石原伸広	学校教育部学務課学校ICT担当課長	成田一郎
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文	学校教育部教職員課長	山下聡司
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	吉岡秀彦	学校教育部教育指導課主幹	田村貴史
子育て支援部長	向井泰子	学校教育部学校保健課長	佐瀬英行
子育て支援部子育て支援課長	香川秀頼	学校教育部学校保健課主幹	紺野恒義
子育て支援部こども育成課長	熊谷修	社会教育部長	佐藤弘康
教育長	野崎幸宏	社会教育部次長	主藤肇
学校教育部長	坂本考生	社会教育部次長	登野千夏
学校教育部次長	末木良典	社会教育部主幹	熊澤康敦
学校教育部主幹	工藤秀敏	社会教育部文化振興課長	坂本剛
学校教育部学校施設課長	板東俊光		

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課長補佐	小川智之	議事調査課主査	岡本諭志
議事調査課長補佐	浅海雅俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、中野、安田両委員から遅れる旨の届出があります。

ここで、昨日の分科会で中村みなこ、能登谷両委員から要求のありました4件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第48号、議案第50号、議案第85号ないし議案第90号、議案第91号のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第92号及び議案第93号の以上12件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高花委員 おはようございます。

議員生活で、3日連続、分科会で質疑するのは初めてでございまして、事務局に聞きましたら、過去にもないんじゃないかいうことでした。いろんな事情からこういう形になりましたけれども、非常に有意義な日を過ごさせていただいております。残り2事業について、限られた時間で質問させていただきたいと思います。

いじめ防止対策と不登校支援について伺っていききたいと思います。

初めに、3款2項1目いじめ防止対策費の事業費について伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策費の事業費の概要についてでございますけれども、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するもので、令和7年度の当初予算額は4千302万5千円となっております。

主な事業内容といたしましては、いじめ・不登校相談窓口における相談支援や児童生徒が相談しやすい環境の整備、また、地域との連携によるいじめ防止対策の推進に加えまして、令和7年度は、専門人材の活用による支援体制の強化、また、地域の担い手との連携による不登校児童生徒への支援、そして、仮称になりますけれども、いじめ防止対策首長連合の発足に向けた活動を進めていくというような予定でございます。

○高花委員 次に、市政方針にもありましたように、いじめ防止等対策委員会から示された20項目及びいじめ問題再調査委員会から示された29項目、合わせて49項目がありますけれども、その49項目の提言を踏まえて、令和7年度の再発防止にはどのように取り組む予定でしょうか。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 いじめ防止等対策委員会といじめ問題再調査委員会から示された再発防止の提言を踏まえた取組についてでございます。

まず、令和4年9月のいじめ防止等対策委員会の提言を踏まえた取組につきましては、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、市長部局と学校、教育委員会が一体となって、いじめの積極的な把握や迅速な初動対応、児童生徒への支援に取り組んできたところでございます。

次に、昨年9月のいじめ問題再調査委員会の提言を踏まえた新たな対策についてでございますが、1つ目としましては、専門的知見を活用した体制整備でございます。

精神科医をいじめ防止対策アドバイザーとして委嘱するとともに、警察官経験者を青少年育成支援員として任用し、常勤で配置するなど、いじめの被害児童生徒や加害児童生徒に対する支援の強化を図ってまいります。

2つ目は、不登校児童生徒への支援でございます。

いじめをきっかけとして不登校となっている児童生徒への支援の充実を図るため、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定する団体と連携し、学習等の支援に取り組んでまいります。

○高花委員 いじめ防止等対策委員会から提示された提言を踏まえ、その取組として、市長部局にいじめ防止対策推進部を設置したこと、市長部局と教育委員会が一体となっていじめ対応をされていること、そして、昨年9月のいじめ問題再調査委員会からの29項目の提言を踏まえ、1つ目に、専門的知見を活用し、体制整備をし、令和7年度には精神科医をはじめとしたアドバイザーをつける、そして、2つ目に、不登校児童生徒への支援をやっていく、これらを併せ、不登校支援に民間の団体とも連携して取り組んでいくということでした。

旭川モデルも1年1年進んでいくのかなというふうには思いますけれども、実は、私は平成25年に福岡市に視察に行きました。いじめのないまちづくりの取組について伺ってきたんですが、福岡市も、教育委員会も含めて、いじめプロジェクトとして様々な取組をしておりました。

いじめを認知するために月に1回のアンケートを実施しております。それは無記名式です。いじめが発覚した場合は記名のアンケート。本当に細かいんですね。現場の学校は大変かもしれません。でも、早期発見のためには必要なものであるとも思います。

で、教育委員会としては、いじめが認知できて、教育委員会に上がってくる学校はいい学校と受け止めているんです。いじめは見えないところで起きていることがあることから、教育委員会への報告があるということはいいい学校なのだという認識で取り組んでおりました。

今、旭川モデルができて、各学校からいじめの報告が上がってきておりますが、それを大変だと受け止めるのではなくて、福岡市の教育委員会のように、上がってくる学校はいい学校なのだと受け止めてこれからも取り組んでいくべきではないかなというふうに私は思っております。

福岡市のすばらしかったのは、児童生徒が主体となって、いじめゼロサミット2013というサミットを開いているところで、1千100名が参加したそうです。あくまでも児童生徒の主体的な取組で、福岡市の女子高をお借りして行って、教職員、PTA、保護者、多くの方が来られ、立ち見が出るほどだったそうです。

これは何のためにやったかという、子どもによる子どものためのサミットに大きな意味があるのだということからで、教育委員会が考えて、児童生徒の主体性を持って、そして、そこでいじめゼロ宣言文というのを発表したんですね。これは全国でもなかなかない取組かなというふうに思いますけれども、このいじめゼロ宣言文というものも子どもたちが考えてやったそうです。

また、福岡市の教育委員会は、福岡市「思いやりパスポート」という冊子を作ってまして、小

学校編と中学校編があるそうなんです。それには、いじめられたらどこに相談するのか、いじめを見たらどうすればいいのかということを書いているそうです。

当然、専門的な人も中にはいるそうなんですけれども、このサミットと冊子が非常に好評で、ぜひ、今度はサミットを小さい単位の地域で開催してほしいというお声もありました。

平成25年から福岡市ではこうした様々なことに取り組んでいることが分かりました。かつ、道徳教育の推進事業についても進めています。

福岡市が特に注目したのは小学校5年生、6年生、中学校1年生の接続期で、その間の段差を乗り越える力をつけていくことが大事だという発想から、この時期を特に重要視して取り組まれました。

内面から心を育てることが大事だ、いじめはしないという行動の面からの教育が必要だと。福岡市は、教育を、共に育てるで、共育と呼んで力を入れておりました。これは、柱を立てているんですけど、10年先、20年先を見据えた教育方針でした。でも、難しいことじゃないんです。

学校では心を育てる場所、家庭では挨拶ができること、当たり前のことが当たり前になるということ、地域では、地域行事に参加する子どもが少ないことから、触れ合いはもちろん、自分たちで考え、地域で考えていくということは必須だという三位一体的な取組に平成25年度から道徳教育において力を入れているということで、非常に私は感動いたしました。

あわせて、いじめ不登校・ひきこもり対策支援事業というものがあまして、このことについても聞いてきました。それに取り組むのは、不登校を生まないための取組が大事だということで、中学校1年生の少人数学級を実施していました。

不登校の多い中学校には、hyper-QUアンケートというのがありまして、これはある方が考えられたものなんですけれども、そういったアンケートも実施して、小中連携教育の推進、不登校児童生徒への対応、不登校の対応教員の配置、そして、校内適応指導教室といって、これをステップルームと呼んで、スクールカウンセラーを設置しながら取り組まれていました。本当に重層的だなという印象を受けます。このように様々な地域でそれぞれのモデルでやっているわけなんです。

そういった中で、今回、旭川モデルというのを進めているわけなんですけれども、ここで突出して大きいなと私が思っているのは不登校児童支援です。いじめ防止対策推進部ではいじめによる不登校の児童生徒に関わる部分が大きいというふうに思います。

学校教育部といいますか、教育委員会としては、いろんな不登校の子たちに対応されていると思います。この両部局が不登校支援を進めていくということで今以上に重層的にしてほしいというふうに私は思います。

そして、私は何度も代表質問でも言わせていただきましたが、岐阜市のお話をさせていただいております。

岐阜市はオール岐阜で取り組むということで、誰が見ても分かりやすいような相関図のようなものを作っておりまして、この相関図的なものが旭川市にはないなということを私は危惧しております。

岐阜には、かけがえのない大切な一人一人というのがど真ん中であって、誰もひとりぼっちにさせないと。そういったことで、いじめ対策監があり、いじめの未然防止があり、各種の研修の充実があり、早期発見があり、そして今度は、その土台の部分で地域の方へ、保護者へ、子ども、先生

へっという。この岐阜市も、生徒会サミット宣言というのをやっているんです。

いじめには、いろんな子がいます。いじめる子、いじめられる子、いじめを傍観する子、そういった子たちの一人一人を絶対に見逃さないということで取り組んでいるのがオール岐阜での取組で、これを私は2022年に視察して、いろんなお話を伺いました。

旭川市には、この部分について、どうもはっきりしないところがあるなということを私は感じておりますので、この後、質疑をしていきたいと思っております。

いじめ防止対策「旭川モデル」で中心としている思いはどういったものなのか、伺います。

また、令和5年度の旭川モデルの取組の成果についても併せて伺います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 本市では、二度と同じ過ちを繰り返さないという思いの下、いじめ問題の再発防止の徹底を図るために、令和5年4月から市長部局にいじめ防止対策推進部を新設いたしまして、学校、教育委員会と市長部局が一体となって対応を行う旭川モデルの取組を開始したところです。

令和5年度におきましては、専門職を配置した相談窓口の開設や道内初導入のチャット相談等の多様なツールの活用によりまして相談しやすい環境の整備を行ったところでございまして、相談件数が前年度比で約50倍と大幅に増加したところでございます。

また、学校では、疑いを含むいじめ事案の全件報告、そして、困難ケースの即時報告への取組によりまして、いじめの認知件数が前年度比で3.6倍と大幅に増加するなど、いじめ見逃しゼロの徹底を図るとともに、困難ケースの対応に当たりましては、緊急支援チームを延べ65校に派遣いたしまして、迅速な初動対応を図るなど、いじめの長期化、重大化防止の取組を進めてまいりました。

さらに、いじめ防止対策推進条例の制定でございまして、いじめ防止基本方針の全面改定など、本市のいじめ防止対策の推進に関わる基本的事項の策定を進めたところでございます。

令和6年度におきましては、令和5年度の取組を継続することに加えまして、地域との連携によるいじめ防止対策の推進のために、地域の民生委員・児童委員や大学生、あるいは、フリースクール等の不登校支援を行っている団体などを対象といたしたいじめ防止対策出前講座を実施いたしまして、186人が受講したところでございます。

また、この講座を受講した8団体をいじめ防止・青少年育成サポーターとして市が認定したところでございまして、今後は、このサポーターの認定団体と連携しながら子どもの見守りを、また、令和7年度からは不登校児童生徒の学習等の支援に取り組む考えでございます。

○高花委員 令和5年度は相談件数が前年度比で50倍とのことで、職員は大変だったのではないかなと思います。

今、御答弁の中でいろいろありました。緊急支援チームを65校に派遣したと。また、いじめ防止対策の出前講座を実施し、186人が参加したと。そして、8団体をいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定したと。これらの内容について伺ってきたいと思います。

まず、緊急支援チームとはどういったチームなのか、出前講座の講師はどなたがやったのか、あわせて、サポーター8団体というのはどういった団体なのか、伺います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 まず、緊急支援チームについてでございますけれども、この構成につきましては、いじめ防止対策推進部の主に相談支援を担っているいじめ

対策支援員、正職員の事務職員、教育委員会の学校教育部いじめ対策担当の指導主事、または、教員経験者のいじめ対策コーディネーターの3名編成で学校訪問を行っております。

次に、出前講座について、講師は誰が担当のかというところでございますけれども、いじめ防止対策推進課の職員が講師を担っているところでございます。

我々はこども家庭庁のモデル事業を令和5年度から受託しておりますけれども、その中の専門機関である公益社団法人子どもの発達科学研究所の伴走支援があるということで、我々もいろいろな助言、サポートを受けております。その中で、いじめ専門相談員養成講座を職員が受講しております、この講座を修了し、いじめ専門相談員の認定を受けた者が講師を行っているということでございます。

次に、サポーターの8団体はどういった団体かということでございますけれども、現在、サポーターとして認定している団体につきましては、大学のゼミ、ボランティアサークル、不登校支援者の会や親の会、フリースクール、あるいは、子どもの居場所の運営団体となります。

○高花委員 本当にいじめ防止対策推進部では、自らが講師となったり、令和5年度にいろいろとされてきたのだなということが今よく分かりました。

それでは、それだけ頑張ってきていたいじめ防止対策推進部でございますけれども、どういった課題が見えてきたのか、伺いたいと思います。

○吉岡いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 これまでの旭川モデルの取組の中でいじめ防止対策推進部に寄せられた相談の多くは、いじめの重大事態として認定された事案や複合的な要因により対応が長期化する事案等の解決困難事案であり、その多くは不登校が関係しております。

また、こうした困難事案の多くは、いじめや不登校の要因、背景に児童生徒の対人関係の課題や学校不信等が関係しており、いじめ事案への適切な対応に加え、こうした要因や背景にある2次的な課題への対応が必要であると捉えております。

○高花委員 2次的な課題への対応だということが今分かりました。それに対してもきっといろいろな手当てをしてくださっているのだというふうに思います。

では、令和7年度は、課題を踏まえ、どういった取組をしていくのか、伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 課題を踏まえた取組についてでございますけれども、いじめや不登校の要因、あるいは背景といたしまして、児童生徒の対人関係の課題、あるいは、保護者の学校不信等が関係している場合につきましては、再登校でありますとか、教育支援センター、ゆっくらすといった既存の支援につながるものが難しいものも多いというふうに捉えてございます。

そのため、こうした児童生徒に対する支援の充実を図るために、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定いたしましたフリースクールを運営する団体、あるいは、大学生のボランティアサークル等と連携いたしまして、学習などのサポートのほか、例えば、卓球やバドミントンなどといった軽スポーツを取り入れた交流等の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○高花委員 青少年育成サポーターとして認定したフリースクールというのが新年度からの新しい取組でもあると思います。フリースクールは無料ではなく、有料です。金額は様々であると思いますが、フリースクールの大体の月額料金は分かりますでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 私どものほうで相談窓口を持っております

ので、そういった対応の中で把握している情報の範囲内でお答えをさせていただきますけれども、フリースクールの運営主体がどういった主体か、あるいは、開設日数、また、フリースクールの学習を学校の出席扱いにするかどうかなどで異なりますけれども、月額5千円から高いところで4万4千円というようなところもあるというふうに承知しているところでございます。

○高花委員 フリースクールの月額利用料にはすごく幅があるということが分かりました。なかなか通えない場所もあるのではないかと。そうすれば一か所に集中する可能性も出てくるのではないのでしょうか。それはそれで、本当に民間力といいますか、民間の団体の方には御足労をおかけするかもしれませんけれども、協力をしていただく以外ないのかなというふうに思います。

以上で、いじめ防止対策推進部の質問は終わります。

不登校支援のことについてでございますが、今、フリースクールは月額のお金がかかるということが分かりました。唯一、無料なのが教育支援センター、ゆっくらすであります。というのは、私としては、不登校になったりひきこもりになったときの成績の評価、認定を心配しております。中学校の不登校は高校進学に関わってくるということを以前にも言いました。

現実、不登校になった保護者から相談がありました。何とか学校にも行ったりとかして修学旅行も行けたのだけれども、今回、高校進学に当たり、成績評価が1だったと。これがどうしようと思う部分だと思いますし、学校へ行けることだけが目的ではなく、行けなくても、どうやって進学に影響がないようにしていくのかということを考えて取り組んでいくことも旭川モデルでの重要な視点じゃないかなというふうに思っております。

そこで、不登校の児童生徒に対してフリースクールで行われる支援というのは在籍校の出席扱いとなるのかです。

先ほど、いじめ防止対策推進部からは、出席するかどうかによって、学校の出席扱いの有無などで異なりますけれども、月額5千円から4万4千円かかるという御答弁をいただきました。フリースクールに通う中での出席扱いというのはどのようなになっているのか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 児童生徒の出席の取扱いにつきましては、国の通知を踏まえ、教育支援センター、ゆっくらすや子ども総合相談センター、児童相談所などの公的機関において相談や指導を受けた場合は出席扱いとすることができることとしております。

また、フリースクールなどの民間施設において相談、指導等を受けた場合や自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合につきましても、一定の要件を満たした場合は校長の判断により出席扱いとすることができることとしております。

○高花委員 分かりました。

それでは、本市の令和7年度不登校対策に関わっての新年度予算と概要について伺います。

○末木学校教育部次長 不登校対策に関連した事業は、教育支援センター運営費と校内教育支援センター推進費がでございます。

教育支援センター運営費は、不登校やその傾向にある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けて、通所児童及び保護者への支援を実施することを目的として教育支援センター、ゆっくらすを運営するものであり、令和7年度の予算額は1千556万3千円となっており、その内訳は指導員の報酬及び通勤手当等として1千466万8千円などとなっております。

校内教育支援センター推進費は、教室に入ることが難しい児童生徒の居場所となる校内教育支援

センターを設置し、学習への不安や友人関係のトラブルなど、様々な要因により教室に入りにくいと感じている児童生徒等への支援を充実することを目的としており、予算額は５８３万２千円となっており、その内訳は、校内教育支援センター職員の報酬及び職員手当として５６８万円、通勤手当等として１５万２千円となっております。

○高花委員 不登校対策関連については約２千１００万円の予算を本市としては組まれているということが今分かりました。

先ほど、フリースクールに行った場合の出席扱いに関しても、一定の要件を満たした場合と校長の判断により出席扱いとなるという御答弁をいただきましたけれども、その一定の要件というのは一体どういうものなのか、伺いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 本市においては、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインを定めて各校に周知しており、フリースクールなどの民間施設において相談、指導等を受けた場合については、その相談、指導等が保護者と学校との間に十分な連携協力関係が保たれた中で行われ、当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合に相談指導を受けた日数を出席扱いとすることができるとしております。

○高花委員 つまり、児童生徒、そして、学校との十分な連携が図られていることが前提だということだと思います。それに相談指導を受けた日数を出席扱いとすると。

これは文部科学省で決められている内容ですか、本市独自のものですか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 基本的には、国の通知を踏まえて、本市で定めているものでございます。

○高花委員 あまりにも全国で不登校件数が多いので、文科省から出席扱いを考えていきなさいよという通達が出されたのだと思います。そして、今言われたのは本市で考えた内容ですね。

では、何日以上出席があれば成績評価に影響しないというような基準はありますか。

○末木学校教育部次長 成績評価に関わりましては、当該学年の学習内容が身についているかどうかということもございますので、出席が何日だから、欠席が何日だからということで学習評価を判断するというにはなっていないところでございます。

○高花委員 学習評価をするのには若干ハードルが高いという印象を受けております。

例えば、不登校の児童生徒が学校以外の学びの場で学習した場合などの成果があっても、当然、学校は分からないというふうに思います。それを学校の評価に反映することというのはできるのでしょうか。

○末木学校教育部次長 学校は、ゆっくらすなどの公的機関やフリースクール等の民間施設、ＩＣＴ等を活用した自宅等における学習について、その計画や内容が自校の教育計画に照らして適切と判断される場合など、文部科学大臣が定める要件を満たした場合には当該学習の成果を自校の学習評価に反映することができることとなっております。

○高花委員 では、学校の評価に反映できる国が指示した要件について具体的に伺います。

○末木学校教育部次長 不登校の児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績評価に反映するためには、まず、学習の計画、内容が当該学校の教育計画に照らし適切と認められること、学校と保護者、当該施設等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校において学習活動の状況等を

定期的かつ継続的に把握していること、学校が訪問指導等により児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、適切な関わりを維持するよう留意していることの文部科学大臣が示す3つの要件を全て満たしている必要がございます。

○高花委員 3つの要件を全て満たす必要があると。学校が訪問指導したり、定期的、継続的に把握することが大事で、学習の計画内容が教育計画に照らして適切だということですが、非常にハードルが高いと思いませんか。

昔は今のようにはオンラインというのがなかったですから、不登校児童生徒の様子は対面式でなければ状況が分からないことが多かったと思います。でも、今はタブレットがありますし、オンライン環境もあって、その状況が非常に見やすくなっているところもあると思います。それでもなかなか思うように復帰できないことがあるわけです。

3つの要件を満たすのは非常に厳しいけれども、実際に3つの要件を満たして成績評価に反映された不登校児童生徒は何人ぐらいいらっしゃるかは分かりますか。

○末木学校教育部次長 不登校児童生徒の中の学習評価の結果については教育委員会では把握していないところでございますけれども、個別の案件について、例えば、そういう協力体制がきちんと築いていて、それがきちんと成績評価につながったという案件は我々の課が連携している案件についても何件かあったところでございます。

○高花委員 非常に少人数であるということが分かりました。

先ほども言いましたけれども、私がずっと不登校に関わってきたお子さんは、高校に行きたい、公立高校に行きたい、でも、成績が非常に心配だと。その中で最終的には評定がオール1になってしまったと。学校に行っていれば、出席していれば、オール1になるということはないと私は思うんですけれども、そこら辺について教えていただけますか。

○末木学校教育部次長 これまで、各学校においては、令和元年10月の文部科学省通知に示された基本的考え方を踏まえまして、不登校児童生徒の学習の状況を把握し、その計画や内容が自校の教育計画に照らして適切と判断された場合は、学習評価を適切に行い、事例全てを保護者に示してきております。

また、不登校児童生徒の増加に伴い、学校外の機関等で支援、指導を受けたり、先ほど委員からお話がありましたが、自宅でICT等を活用した学習を行ったりする児童生徒も増えてきておりまして、こうした中、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、国において、令和6年8月に学校教育法施行規則が改正されまして、先ほど答弁した3つの要件が法令上明確化されたところであります。

各学校においては、自宅等で自ら懸命に学習を続けている児童生徒に対し、3つの要件を踏まえた適切な学習評価が可能となるよう、保護者との連携協力体制を築きながら児童生徒の支援を行うことが大切になるものと考えております。

○高花委員 国では、昨年8月、約半年前に法律が変わって、このようになってきたわけですがけれども、学習評価が出てくるのは今後の取組になると思います。でも、本来、旭川モデルと言っている以上、もっと重層的に支援していく必要があると私は思っています。

今回、これを入れたということは評価しておりますけれども、そう簡単にはなかなかいかない部分があるでしょう。しかも、対面ではなくても、今、ICTが活用でき、令和3年度から1人に1

台の端末が整備されて、出席扱い、学習評価に影響があるものと私は思っていたんですね。

タブレットを配付する前より、対面式が可能になってきている分、成績評価への反映は少しアップしているんじゃないかというふうに思っていたんですが、必ずしもそうではないような雰囲気なのですね。

では、タブレット端末が整備されたことによって、不登校になられた児童生徒の出席扱い、学習評価への影響というのはどれほどあったんでしょうか。

○末木学校教育部長 1人1台端末の整備により、オンライン会議システムを活用しまして、学校の授業を不登校児童生徒がリアルタイムで視聴し、自分の考えを送信するなどして授業に参加したり、教職員からの遠隔による個別の学習指導を受けること、不登校児童生徒がオンライン教材を活用した学習を行い、その成果を教職員が見取ることができるようになるなど、成績扱いの判断や不登校児童生徒の学習内容を学校の評価に反映させることができるケースが増えてきているものと認識しております。

先ほど私がお答えした答弁の中で数件と言いましたが、あくまでも保護者から相談のあった件でして、実際には一定程度はICTも活用しながら学校の中で評価が進んでいると認識しております。

そういった中で、今後も、ICTを効果的に活用するなどしながら、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援やその見取りを行いますとともに、児童生徒の努力の成果について積極的に評価を行うことができますよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○高花委員 今、過去最高の585人という不登校児童生徒が旭川市にはいるという状況です。

実は、2022年、不登校児童生徒支援についてということで大阪市を視察させていただきました。大阪市には教育支援センターに適応指導教室というところがありまして、コロナ禍で非常に深刻な状況であるんじゃないかなというふうに思い、視察させていただいたんです。

この支援センターには、水谷先生という夜回り先生がいるぐらいで、決していじめだけが問題で不登校になっているわけではない、非行に走る児童生徒もいるということで個人的な動きをさせている方もいらっしゃいましたけれども、大阪市には3か所の支援センターがあるんですね。

そして、何と、大阪市の令和2年度の不登校児童数は、びっくりするんですが、小学校が349人、中学校が623人、合わせると1千人を超えるんですね。全国平均よりも高い数字である、これは何とかしなきゃいけないということでもいろいろ考えられたそうです。

そこでは、教員を目指す学生が学習支援ボランティアとなり、必要に応じて支援してくれるんです。旭川市には教育大学もありますし、旭川市立大学もあります。大阪市では、学生が必要に応じて支援をしてくれる、そして、体験的な活動としてキャリア教育も実施する、さらには、ICT端末を活用して、在籍学校の授業の進み具合に合わせた学習支援もしているのです。あと、スタッフがとても充実しているんですね。それは、不登校特例校だからです。今は学びの多様化学校という名前に変わりましたが、これが大阪市のすごく充実していた内容でした。

旭川市ではゆっくらすしかイメージが湧かないと思いますが、私はここで話を聞いたとき、大阪市のセンターでは大塚家具を入れているんですね。そして、来られた不登校児童生徒の方たちは、好きな椅子に座って、スマホやタブレットで好きなものを見て、また、学習するコーナーはパーティションをして対面で授業したり、すごくいい環境なんですね。何で大塚家具を入れたんですかと聞いたら、雰囲気をよくするためということで、これが大事だなと思いました。

私は、昨日、大雪クリスタルホールについて、照明がちょっとムーディー過ぎると言いましたけれども、教育支援センター、ゆっくらすこそムーディーにすべきだというふうに私は思うんですね。決して大塚家具を入れればいいということではありません。

ただ、私が視察した福岡市も大阪市も、旭川市にはゆっくらすというのがあるんですと言ったら、どちらの市の教育委員会の方からもすてきな名前ですねというお褒めの言葉をいただきました。ゆっくらすという名前は本当にいいんだと思います。

ところが、どうですか。行きますと、とてもゆっくりできるような状況じゃないような気がするんです。全然名前負けしているかなって、思いませんか。

知り合いの不登校になったお子さんも保護者もゆっくらすへ行きたいとは思えないと言うんです。ここに幾ら予算をつぎ込んだとしても、視覚に入る部分で、昔よりは明るくなりましたよ。ちょっと黄色や赤色が増えましたが、まだ名前負けしているんです。

不登校の質問をさせていただいたら、皆さんはゆっくらすを必ず出されますよね。ここがあるからよしとしているわけではないと思いますけれども、ここを筆頭に、無料ですから、有料の民間とは違いますから、やっぱり、ここに多くの方たちに来ていただけると本当に願ったりかなったりではあると思いますけれども、どうしてもあの雰囲気はゆっくりできる環境ではありません。

そういったことを考えますと、今後の不登校児童生徒への支援の在り方と教育委員会の認識、あわせて、ゆっくらすのこの環境。四季折々の風景、また、常磐公園が見えること、そして、近くには図書館があるということはいいい部分かもしれません。でも、もしかしたら、中心部ですけども、買物公園沿いにあったほうがいいかもしれませんし、旭川モデルとして、ゆっくらすがあのままでもいいのかと私は心配しておりますけれども、そういったことも含めて、今後の取組について伺いたいと思います。

○野崎教育長 ただいま、ゆっくらすは名前負けしているのではないかというお話がありました。確かに明るい雰囲気ではないのかなというところはありますが、ゆっくらすにつきましては、中心部ということで、市内全域から通えるという意味では利便性が高いと。

また、今お話にもありましたように、公園の近くにありまして、美術館や図書館などの文化施設もあるということ、さらに、市が所有している建物であるということで、お金の話になりますけれども、賃借料もかからないというところがあります。そして、利用できる部屋も多く、個別指導や教育相談の実施に適しているということで常磐館の中に置いているところであります。

現在、通所している児童生徒からは、公園や文化施設の利用を喜ぶ声のほか、広い部屋と狭い部屋それぞれがありますけれども、非常に使いやすいというような声も聞かれているところであります。しかし、確かに相当老朽化しているところではありますので、通所している児童生徒がゆとりのある空間の中でゆったりとした気持ちで生活できる環境となるように引き続き配慮していきたいと思いますし、移転については、施設そのものが老朽化していることも踏まえながら、状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○高花委員 ありがとうございました。

ゆっくらすはあのままだといけないと思いますので、ぜひ予算も場所も含めて、全国から旭川モデルを見に来たときにゆっくらすを見せられるかということも踏まえ、今後検討していただきたいと最後に指摘しまして、私の全ての質疑を終わらせていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしくお願いいたします。

私からは7つを予定しておりますが、午前中に5つまでは行きたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、保育センター、保育に関係した質疑をさせていただきます。

市政方針において、本年4月から保育センターの運営を開始するとの説明がありました。

改めて、保育センターとはどのようなものなのか、概要をお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 旭川市保育センターは、令和4年5月に策定した旭川市の保育と市立保育所の在り方に基づき、本市における今後の保育行政の中核的な役割を担うため、令和7年4月から新たに運営を開始するものであります。

保育センターでは、保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる環境の実現を目指し、現在、こども育成課が実施している幼児教育、保育に関する事業の一部を再編成するとともに、市全体の保育水準の向上、保育のセーフティーネット、地域の子育て支援の充実に取り組むこととしております。

保育センターには、保育の推進に係る事業の企画立案や指導監査等を行う事業担当を新たに設置するほか、神楽保育所を保育担当に位置づけ、公立認可保育所として自ら保育を提供するとともに、保育のセーフティーネットや保育に係る支援の充実に取り組んでまいります。

令和7年度予算におきましては、会計年度任用職員の看護師の任用に係る費用、また、研修参加及び実施に係る費用として360万5千円を計上しており、特別支援保育事業補助金、医療的ケア児保育支援費、保育士確保事業費など、関連するその他の事業と併せまして保育センターとしての取組を推進してまいります。

○中村みなこ委員 保育のセーフティーネットに取り組むとのことですが、具体的にどのような取組を行うのでしょうか。

医療的ケア児や特別支援保育への対応と併せて考え方を伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 保育のセーフティーネットにつきましては、具体的な例で申し上げますと、障害児や医療的ケア児を含む特別支援保育の利用を希望している場合におきまして、利用希望者と施設の双方に対して必要な協議、調整等を行い、希望する施設の利用につながるよう支援してまいります。また、入所支援を経てもなお民間施設での受入れが困難な場合につきましては必要に応じて保育担当を担う神楽保育所において直接受入れも行なってまいります。

そのほか、特に利用に当たり手厚い確認や調整が必要となる医療的ケア児につきましては、昨年4月に設置された医療的ケア児等総合相談室や医療機関などの関係機関との連携を強化し、神楽保育所のほか、民間施設での受入れも含めた支援体制の構築を進めてまいります。

○中村みなこ委員 受入先が見つからないですとか、希望の施設を探し回るですとか、これまで課

題とされていたところが改善されると思われますので、その辺りには大いに期待したいと思っております。

これまでの説明では、事業部門と保育部門を一体的に配置するような話だったと思います。その点はどのように整理されたのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 令和5年7月の子育て文教常任委員会でお示した保育センター（仮称）の取組及び組織等の概要では、保育部門のノウハウを市内全域に波及させていくためにも事業部門と保育部門を一体的に配置することが望ましいと整理していたところであります。

しかしながら、神楽保育所、近文保育所ともに事務スペースが狭隘であるため、事業部門の同所内に配置する場合は施設の増改築が必要となり、多額の財政負担が生じるほか、こども育成課の既存係が担当する保育所入所等の手続等の関係及び連携面も考慮しまして、事業担当を総合庁舎3階の子育て支援部フロアに配置することとしております。

なお、両担当が分離配置されることとなりますが、事業部門にも保育士を配置することとしていますことから、円滑な連携が図られるものと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、保育センターのほかに、子育て支援部には、子ども総合相談センター、愛育センター、こども家庭センターなど、多くのセンターがあります。市民といいますか、利用者目線では分かりにくさもあるのではないかと感じております。

おやこ応援課のw a k a ・ b aのように覚えやすく親しみを持ってもらいやすい愛称をつける予定はないのでしょうか。また、保育センターは新たな取組となりますが、利用者や事業者をはじめ、関係者にどのように周知していくのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 保育センターの名称は、旭川市の保育と市立保育所の在り方において仮称として使用してきており、本市の保育行政の中心的役割を果たしていくことを端的に表していることから、引き続き使用することとしたところであります。

委員が御指摘のとおり、子育て支援部内に多くのセンターがあることは承知しておりますことから、他のセンターと混同されないよう、ホームページや子育て支援部が毎年作成している子育てガイドブックへの掲載、幼児教育・保育事業者への文書連絡等を通じて機能や役割を周知してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 市民から直接関わる施設、機能ではないということで、愛称までは必要ないということで理解いたしました。しかし、保育センターは、市民からしても頼れるセンターとなると思われますので、その辺りをPRしながら周知を図っていただきたいと思います。

さて、保育士不足は全国的にも見られる問題となっています。本市における保育士の状況をお伺いいたします。

早期退職や離職状況はどのようなになっているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 市内の保育・幼児教育施設における保育士等の退職状況につきましては把握をしていないところではありますが、昨年11月に市内の保育・幼児教育施設を対象に実施した保育士確保に関するアンケート調査によりますと、回答があった75施設のうち、48施設が保育士確保が必要と回答しており、依然として保育士不足の状況があると考えております。

○中村みなこ委員 保育士確保の対策として保育士宿舍借り上げ支援事業が行われています。

保育施設の方のお話では、保育園に地方の方から宿舍借り上げ支援についての問合せの電話が直

接入することもあると聞いております。大変人気のある魅力的な事業だと改めて感じているところです。若い保育士の経済的な負担軽減策であり、早期離職の防止につながっている事業として効果が発揮されていると理解しております。

また、保育士イメージアップ事業にも取り組まれています。その効果をよく分析して、より効果的にイメージアップにつなげられるように進めていただきたいと思います。と考えております。

それでは、次の質問です。

かつて待機児童問題が全国的にクローズアップされていましたが、現在では大分改善されてきていると思っております。本市においても年度初めの待機児童数はゼロが続いておりますし、10月時点では7人となっていました。しかし、その一方で、ゼロ歳児を中心とした年度当初の定員割れが問題とされてきております。

ゼロ歳児の定員と入所状況について、年度当初と年度途中でどのような差があるのかをお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業におけるゼロ歳児の定員及び入所状況につきましては、令和6年4月1日現在では、99施設、736人の定員に対し、入所児童数は262人、定員充足率が35.6%でしたが、同年10月1日現在では、98施設、730人定員に対し、入所児童数616人、定員充足率84.4%と増加しております。

○中村みなこ委員 年度初めは35%しか埋まっていなかったものの、10月には84%になったということで、年度途中でどんどん埋まっていく状況が分かりました。

これは、育児休業制度の充実などによるものとも考えられ、育休明けの時期のタイミングでゼロ歳児の入所が決まるから、どうしても年度途中の入所が多くなるわけです。しかし、ここで問題となるのが保育士の確保です。保育士不足の状況の中、途中入所があるから新たに職員を採用しようとしても見つからないのです。

ですから、保育施設では、子どもはいないんだけど、年度初めから保育士を確保しております。定員が埋まるまでの間の人件費は各施設で捻出せねばならず、大変苦慮している現場の実態がありますが、これについて認識されているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 出生数の減少や育児休業制度の充実といった社会環境、また、子育て意識の変化などにより、多くの施設で年度当初におけるゼロ歳児の入所が定員を下回っており、年度途中のゼロ歳児の利用増加に備えて、年度当初から保育士を確保しなければならない現状にありますことから、当該人件費が施設運営の大きな負担となっている施設もあると伺っているところでもあります。

○中村みなこ委員 年度初めから余分に保育士を確保し、途中入所に備えているからこそ待機児童を減らせているわけです。しかし、それが保育所の経営を圧迫する大きな要因ともなっています。

ほかの自治体では定員を維持するために確保している保育士の人件費に対する補助の制度があるようですが、ほかの自治体の状況についてお示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 ゼロ歳児の欠員に対する補助制度の状況につきましては、令和6年11月に中核市に対しまして行った保育士加配に関する補助事業調査において、中核市では回答があった55市中3市から補助事業を実施しているとの回答があったところでもあります。

また、同時期に北海道内人口10万人以上の主要都市9市に聞き取りした結果によりますと、同

様の補助事業を実施している自治体はなかったところでございます。

○中村みなこ委員 まだ数は少ないようですが、取り組まれている自治体もあります。

旭川市でも定員を維持するために確保している保育士の人件費を少しでも補助してほしい、1人分でもいい、3か月分だけでも出してほしいという声が出ております。市の見解をお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 定員を維持するための補助制度の創設につきましては、関係団体から要望を受けているところではありますが、保育士配置に係る既存の補助事業である保育体制充実費において、国の保育士配置基準を超えて保育士等を配置する施設に対してその経費を補助しており、年度当初に予備保育士を確保することで保育施設として安定的な運営を確保できるものと考えております。

○中村みなこ委員 保育体制充実費以外にもゼロ歳児に特化した支援が必要なのではないかと考えます。まずは実情を把握していただいて、検討していただければと思います。

次に、人手不足の件です。

年度途中の保育士の産休、育休に伴う人手が確保できないと聞いています。産休、育休に伴う意向調査の後の変更により、急遽、人手不足になるときもあって、派遣に頼る場合もあると聞いています。このような状況をどのように受け止めているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 先ほど申し上げましたアンケート調査によりますと、保育士の確保が必要な理由について回答があった75施設のうち、32施設が職員の休暇取得の向上や業務負担の軽減を図るためとしております。また、24施設が退職、育休等による職員数の減少と回答しているところであります。

そして、人手不足への対応として、人材派遣や、いわゆるスキマバイトアプリによるサービスを活用している施設があるとも承知しておりまして、一定数の施設が職員の休暇取得等に対応するための人材確保に苦慮しているものと認識しております。

○中村みなこ委員 保育の現場にも人材派遣、スキマバイトが活用されていることに大変驚きました。各保育施設にはそういう業者からの宣伝チラシがどんどん送られてくるとも聞いております。しかし、費用が高いそうですし、保育の質が保障されているのかなとちょっと心配になります。それでも、背に腹は代えられず、利用するしかない状況に何らかの手だてはないのかなと思うところ です。

さて、特別支援保育についてお聞きします。

人手不足の問題だけでなく、知識や経験の不足により受入れができなかったり、受入れ後も対応に苦慮しているという話を聞きます。ほかの自治体では保育士等による巡回支援を行っているという話も聞いておりますが、旭川ではどのような対応を行っているのか、お伺いします。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 心身に障害等がある児童の保育利用に当たりましては、利用を希望する施設の利用調整を踏まえ、入所後の円滑で安全な利用環境を確保するため、集団保育の可否や支援の必要性を判断する保育観察を行っており、必要に応じて受入れ施設への保育士の追加配置に係る費用補助など、必要な支援を行っております。

また、おやこ応援課では、保育士等の相談員が保育所等を訪問する子ども巡回相談を実施しており、保育における子どもの発達、発育に関する保護者の悩みや心配事に対し、当該施設の保育士からの聞き取りや児童の観察を踏まえ、保育や家庭における接し方、支援方法などのアドバイスを行

っております。

○中村みなこ委員 特別支援事児童を含め、支援が必要な児童に対し、現在も保育観察や巡回相談を行っていることは分かりましたが、要請があったときだけではなく、定期的に巡回を望む声もあります。また、先ほどのような急な保育士の欠員時の対応などにも新たに運営を開始する市内全体の保育を多方面からサポートする保育センターができることがあるように思います。

保育センターの取組として考えていることはあるでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 特別支援児童や支援が必要な児童の受入れにつきましては、施設によっては知識や経験が十分でないこと、人員配置や環境設備等の問題から受入れに係る制限や受入れ自体を断らざるを得ない状況が生じる場合もあるため、保育センターにおいては、庁内外の関係機関とも連携しながら、必要に応じて施設を訪問し、保育の方法や受入れ体制に係る相談対応や助言を行うほか、状況により保育士等を一時的に派遣するなど、利用児童と保護者及び施設の双方をサポートする体制について検討してまいります。

○中村みなこ委員 保育に関連する課題はいろいろありますし、なかなか解決できないこともあります。

そんな中、保育センターが運営を開始し、利用者、保育・幼児教育事業者、保育士にとっても様々な効果があるものと期待しているところです。そして、課題解決に当たり、保育センターの機能をうまくかみ合わせていける可能性はまだまだあると感じております。

それでは、最後に、保育センターとこれらの課題解決との関連性、今後の旭川の保育について、市の考えを伺います。

○向井子育て支援部長 保育センターの設置に関わりまして、保育士不足、または、支援が必要な子どもの受入れなど、現場における様々な課題につきまして御指摘をいただきました。また、私どものほうでも、直接保育所や幼稚園などの団体から、そうしたお話をお聞きしているところでございます。

保育を取り巻く多くの課題につきましては、行政をはじめ、利用者である子ども、保護者、保育・幼児教育事業者、保育士とでそれぞれが持つ不安や困り事を共有し、しっかりと連携していくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

民間事業者の支援につきましては、先ほど課長からも御答弁をさせていただきましたが、支援が必要な児童の受入れに係るサポートなど、保育の現場を意識した取組を進めていくほか、さらなる対策の強化に向けて他の自治体の事例調査等も行っております。

また、保育士等の人材確保でございますが、これまでは新卒者へのアプローチを行ってまいりました。これにつきましては引き続き実施をしていくほか、さらに、幅広い人材の確保に向けて、国の資料等では、資格を持ちながらも保育園や社会福祉施設等に就業されていない方、いわゆる潜在保育士は6割程度いるというようなお話もございますので、潜在保育士の確保も念頭に置き、これまで実施してきた進学、就職のための相談説明会について、より効果的な事業内容となるように検討してまいります。

新たに新年度に設置する保育センターが保育・幼児教育に関するハブとなり、行政と利用者、事業者、保育士、幼稚園教諭を有機的かつ効果的につなぐことで市全体の保育水準を向上させ、保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる環境の実現に向けて各種取組を進め

てまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 以上で、子育て支援部への質問を終わります。

それでは次に、学校のＩＣＴ、タブレットの更新について伺います。

学校ＩＣＴ環境整備事業についてです。

代表質問でも取り上げられていましたが、より細かいところについて質問させていただきます。

予算概要については、昨日、笠井委員の質問でも示されておりますので、省略させていただきます。

タブレット本体のみならず、初期設定委託料からソフト関連修繕費までを合わせると１３億円近い予算が計上されております。

ただ、クロームブックになると聞きつけた現場の先生からは、今回の端末更新でなぜｉＰａｄからクロームブックに変えるのか、尋ねられました。せっかく使い慣れてきたのにと不安や不満をにじませている方もいました。変更の理由についてお示してください。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 今回の端末更新に当たりましては、国から示されたＯＳ選択の考え方にに基づき、有識者や教職員を交えたプロジェクトチームで検討を行い、北海道の共同調達会議が実施した入札結果も踏まえ、授業での使いやすさ、学習ツールとの親和性のよさ、全国の小中学校の使用率の高さなどを評価に加え、価格も含めて総合的に判断、決定したものであります。

○中村みなこ委員 様々な観点から比較した上での決定だということは理解いたしました。決して価格だけではないということです。

それでは、ｉＰａｄとクロームブックの違いについてお伺いします。

主な違い、長所と短所について御説明ください。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 ｉＰａｄとクロームブックの違いについてではありますが、ｉＰａｄは、持ち運びに便利で、カメラ及びペン入力機能に優れております。一方、クロームブックは、基本的にノートパソコンであり、タブレットで入力する操作などへの対応やタイピングスキルの向上を視野に入れたキーボード入力を意識する場合はクロームブックが優位であると考えております。

○中村みなこ委員 タイピングの重要性もうたわれております。タイピングスキルは個人差が大きいのが課題となっているところですので、キーボードが少しでも使いやすいのはいいなと思っております。

さて、本市ではタブレットを家に持ち帰っての活用を進めているところで、その際のタブレットの重さを懸念する声もありました。特に低学年にとっては負担になるということで、持って帰る日は教科書を学校に置いていっていいよなどという配慮がなされているわけですが、ｉＰａｄとクロームブックの重さに差はあるのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 ノートパソコン型であるクロームブックは機種によって異なり、それぞれ１．２キログラムから１．５キログラムの重量があります。本市で使用しているｉＰａｄは、外づけキーボードつきケースを装着しており、両者の重さにあまり差はないものと考えております。

○中村みなこ委員 次に、何年もｉＰａｄを活用してきており、その間に作成した教材やデータ、

使い慣れたアプリなどはたくさんあると思われます。それらはクロームブックになっても引き継いで利用することはできるのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 i P a dで活用してきた教材は引継ぎをすることができます。一部、i P a dでしか使用できないアップルの純正アプリである表計算ソフトNumb e r sやプレゼンソフトk e y n o t eなどがありますが、代替のアプリケーションで対応が可能と考えております。

○中村みなこ委員 機器が替わることによって、また一から覚えなくてはならないことが生じると思われます。

子どもたちは覚えるのも慣れるのも早いとは思いますが、今のi P a dにも苦勞して、特に必死に習得して慣れてきたという先生方の中には今回の更新に驚きとショックを受けている方もいらっしゃるようです。

子どもや教員の負担についてどのようにお考えでしょうか。また、先生方の研修も必要かと思えます。そして、子どもたちはいつから新しい端末を使えるのかも併せてお答えください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 機種が替わることにより、特に教員の中には戸惑いを感じる方が出てくることが想定されますが、スムーズに端末移行ができるよう、端末更新時期に合わせて教員研修を実施し、負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

更新端末の使用開始時期についてでございますが、現段階では、令和7年度に端末を購入し、初期設定を行い、令和8年度当初からの使用開始を考えております。

○中村みなこ委員 タブレット端末導入とともに不足して整備したものについて伺います。

クロームブックになることで買換えをしなければならないものがありますが、それらを合わせてもクロームブックにしたほうが安いのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 次期端末を変更することにより、大型提示装置に端末画面を映すための機器を交換する必要がありますが、今後、必要となる機器は、これまでのものと比較して安価であるため、総合的に考えてもクロームブックのほうが低コストであると考えられます。

○中村みなこ委員 クロームブックになって使えなくなるものとしてタッチペンやキーボードつきのケースなどがあると思いますが、次もそれを新たに買わなくてはならないのでしょうか。

また、学校が購入した附属品で、今ありましたように大型提示装置に端末画面を映す、大きいテレビ画面に個々のタブレットの画面を映し出すための機器、アップルTVのことですが、これが1つ2万円程度します。

各学校では全クラスにアップルTVを整備しているところですので、それが使えなくなってしまう、新たなものを購入しなければならなくなってしまうと思いますが、そういうものは本来なら市が整備すべきではないでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 今回、端末更新で導入するクロームブックは、これまで使用してきたi P a dと異なり、タッチペンは本体に内蔵する仕様となっており、また、ノートパソコンという形状から外づけキーボードつきケースを購入する必要はございません。

大型提示装置に端末画面を映すための機器、アップルTVは、クロームブック導入後は使用できなくなり、その代替方法については、今後、検討が必要であると認識しております。

○中村みなこ委員 アップルTVの3分の1ほどの価格帯でクロームブック対応の同じような機能のものが購入できると聞いております。ぜひ、今度は市で整備してほしいと思っております。

さて、タブレット導入時のことを思い返すと、放課後、先生方で手分けして、頑丈な梱包から一台一台出して、並べて、初期設定やらラベリングやら、とにかく膨大な作業を何日もかけて行ったことを思い出します。それをまた現場ですることになるのかなと思うと、やはり、かなりの負担になりますので、何らかの手だてを取ることはできないものでしょうか、伺います。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 新端末の初期設定及びラベリング等につきましては地元の事業者へ委託する予定であり、可能な限り学校現場の作業負担を軽減するよう努めてまいります。

○中村みなこ委員 少しでも負担が減るようにお願いいたします。

それでは、現在、使用しているタブレットについてです。

不要となる膨大な数のiPadはどうなるのでしょうか。ちょうど時を同じくして、民生委員のICT活用が推進されています。予備機など使用頻度の少ない状態のいいものだけでもほかで使えるようにできないのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 現在使用しているiPadは、使用から4年が経過し、バッテリーの劣化が進んでおり、また、メーカーによる基本ソフトのセキュリティーアップデートが数年後に終了する見込みであることから、5年を超えて長く使うことは難しいと考えております。

そのため、本市といたしましては、現在のiPadについて、国の示す小型家電リサイクル法の認定事業者、資源有効利用促進法に基づく製造事業者のいずれかへ委託することとの方針に従い、今のところ、買取りを提案してきている小型家電リサイクル法の認定事業者へ処分を委託することを想定しているところでございます。

○中村みなこ委員 国の方針どおり委託して処分するということで流用できないとのことですが、何だかエコではないし、融通が利かないなと思いますが、どうやら仕方がないようです。

次に、予備機について伺います。

昨年の決算審査特別委員会でも質問し、児童生徒数の15%以下が目安、本市では1校当たり10台から15台整備されていると答弁がありました。

今回、予備機の整備はどうなっているのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 予備機につきましては、国の方針では、端末の故障時にすぐ対応できるよう必要数を整備することとされております。本市における予備機の整備数につきましては、他都市の状況を参考としながら、これまでの端末の故障の状況を踏まえ、児童生徒数の約3%の500台としたものでございます。

○中村みなこ委員 少し少なめに整備されるということですか。

以上でこの項目の質問は終わりですが、タブレット更新で、どうしても子ども、教員、学校に負担がかかってしまいます。とにかく、学校現場の負担について、費用の面も含めて、少しでも軽くなるように進めていただきたいということを念を押して、終わります。

次に、給食関連の質問をさせていただきます。

東旭川学校給食センター、ポプラキッチン調理業務が民間委託されますが、委託内容について

御説明ください。あわせて、センターには複数の職種の方が働いていますが、従業員の委託範囲についてもお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 東旭川学校給食センター調理業務委託については、給食提供までの一連の業務を全て委託するのではなく、食材の検収、調理、配食、洗浄、清掃等の業務に限って委託するもので、献立作成や食材の調達、検食、食育指導などは、これまでと変わらず直営で行うこととしております。したがって、調理業務に従事する者のうち、栄養教諭、管理栄養士、一部の業務指導員は、引き続き、センターにより、調理の最終確認や味見、業務の検査等を行ってまいります。

○中村みなこ委員 なぜ委託することになったのでしょうか、お示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食においては、平成25年度の旧現業職の廃止以降、正職員が業務指導員として衛生管理やパート調理員の指導、育成を担い、学校調理場と給食センターの調理業務を維持してまいりました。

近年は、定年による正職員の減少に加えて、パート調理員の確保も困難な状態が続いており、安心、安全な体制構築が課題となっております。

人事・労務管理事務の負担軽減、運営コストの縮減などについても効果を見込んでおりますが、センターの調理業務の一部を民間委託化することで学校給食全体の安定的な提供体制を維持していくことが大きな理由と考えてございます。

○中村みなこ委員 委託した場合、調理員等の処遇はどのように異なってくるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 民間委託した場合には、当然、処遇が異なるものと考えますが、現在、センターで従事している調理員が引き続きの勤務を希望した場合には、できるだけ受入れをするとともに、処遇についても、特に給与はこれまでの水準を維持するよう、相手方選考時の実施要領などにも明記してまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 今までの業務のやり方というものがあると思います。委託によって調理員等の業務の方法が変わったり、今までのスキルが使えなかったり、マイナスの影響は想定されているのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 契約に当たりましては、仕様において、北海道や本市が定める衛生管理に関するマニュアル、同センターが定める調理マニュアル等に従って実施することを明記しており、適切な履行を求めてまいります。

今後の予定としまして、契約締結後、開始までに半年程度の期間があると想定しておりますことから、本市が持っている同施設での調理ノウハウを丁寧に伝え、円滑な事業実施につなげてまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 2023年に広島で給食提供していた委託業者が給食を提供できなくなったという報道がありました。それを契機に、ほかの地区でも提供できていないところが複数あることも報道されました。主な要因として人材不足や人件費などが挙げられていました。

給食センターの今回の委託先にこのような万が一のことがあった場合、給食提供ができないという事態が起こり得るのではないかと思います、大変心配しておりますが、その辺りはどうなのでしょう。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 受託事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用

し、経営状況や業務履行能力など、業務履行の適性についてしっかりと審査、評価をしてまいりたいと考えております。また、やむを得ない理由で受託業務の履行が継続できなくなった場合に備え、代行できる事業者を業務代行保証人として定めることなどを事業者募集に当たっての必要事項とすることも検討しております。

○中村みなこ委員 業務代行保証人はぜひ確保していただきたいと思います。

給食センターについてはこれで終わりました、次に給食費の公会計化について伺います。

この間、議会でもあちこちで取り上げられてきました。学校関係者の間では公会計化の実現をずっと待ち望み続け、もうかなりの年月がたっているように思います。

本市が公会計化を進めると決定されたのはいつでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市における給食費公会計化に向けた検討についてでございますが、平成31年1月の中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省より令和元年7月に発出された学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを契機といたしまして、公会計化について検討を開始したところでございます。

○中村みなこ委員 文科省から公会計化に関する通知が出されていると思いますが、その内容についてお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費の公会計化に係る国からの通知であります。令和5年8月31日付で、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進についてという件名で令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果や社会情勢等を踏まえた上で公会計化の実施に向けた検討を計画的に進めるよう通知があったところでございます。

○中村みなこ委員 計画的に進めなさいとあるのですが、どう見ても本市が計画的に進められているようには思えません。

検討開始の令和元年から既に6年がたとうとしています。ずっと期待して待ち続けている学校の先生方には全く進む気配がないことに諦めかけている方もいると思います。一向に進まない理由をお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の徴収、管理を自治体が担うことで、授業改善や児童生徒と向き合う時間の確保など、教育の質の充実につながる効果を見込む給食費の公会計化でございますが、現時点においては、全国の自治体で進められている基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行が完了しなければ給食費を管理するシステムの導入が難しいことが大きな理由であると考えております。

○中村みなこ委員 同じ答弁が繰り返されてきているわけですが、そのシステムの導入完了がもうすぐだと思えます。

今後、公会計化が進む見通しはあるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化は、全国の自治体で導入が進められている基幹系業務システムの標準化作業との兼ね合いなどから一定の時間を要すること、また、国で検討されている給食費無償化の進捗状況も踏まえる必要があることから、こうした推移を見極めた上で適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 システム移行が完了しても進みそうにないと理解いたしました。

国の給食費無償化の動きとの兼ね合いということですが、札幌市は、昨年、公会計化に踏み切っ

ています。本市でも進めるべきではないでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化には、給食費の徴収、管理を行うシステムの導入が必要になりますが、その導入費用は数千万円の規模と思われます。

給食費の無償化の議論が国において行われておりますが、仮に小中学校とも全額の無償化が実現された場合には、当該システムは不要になる可能性がありますことから、国の議論の推移を見極めていく必要があるものと考えております。

○中村みなこ委員 そうやってあとどれだけかかるか分からない国の結論をずっと待ち続けるのであれば、公会計化に踏み切るタイミングはもうないのではないかと思います。給食費無償化を絶対やらないと決まれば踏み切るのでしょうか。

国の議論の結果がどうなったときに公会計化に踏み切るのか、お答えください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の公会計化は、全国の自治体で進められている基幹系業務システムの標準化作業との兼ね合いなどから導入に時間を要しているところです。国の無償化の実施が今後同時期に進められるようであれば影響はあるものとも思われますが、国の無償化にかかわらず、早期導入に向けて検討を継続してまいります。

○中村みなこ委員 いっそのこと、もう諦めるのかなと思っていましたが、早期導入に向けて検討を継続とのこと。基幹系業務システムの標準化作業はあと1年ほどで終わるようですので、そのタイミングを逃さず進めていただきたいと思います。

部長に聞いてみたいという声もありますので、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○坂本学校教育部長 給食費の公会計化についてであります。先ほど来、担当課長から答弁させていただいておりますが、導入費用については数千万円、多分、5千万円以上なのかなと思うのですけども、必要だと私たちは捉えております。

ですから、システムを導入し、公会計化を進めることは無駄だと私たちは思っていないんですけども、一定程度の費用が生じますので、費用が無駄にならないためにも、担当課長が言ったように、国の動向を見極めながらということで、検討をやめるということではなく、続けていく必要があると思っています。

○中村みなこ委員 この1年の間に給食費全額無償化が実現してしまえば最高だなと思っておりまして、そのような運動をしていきたいなと思っております。

それでは、給食関連の最後として、有機米給食についてです。

今まで有機米給食を求める質問をいたしました。が、ななつぼしで十分おいしいから有機米給食は実施しないという答弁だったかと思います。しかし、今回、突然有機米給食の実施が決まったという印象を持っております。

その概要とともに、実施に至った経緯についてお示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市では、食育事業の一環として、郷土の旬を味わう日を定め、旭川産米のゆめぴりかやリンゴのつがるを給食で提供し、子どもたちに地元産品を食べて、どのように作られているかなどを学んでもらう取組を行っております。

本市で生産された有機米を導入することは、児童生徒に新しい食に触れる機会を提供することになるほか、本市有機農産物のPRにもつながるものと受け止めておりましたが、価格と一定量の確

保に課題があり、実現には至っていなかったところでございます。

来年度、全校に1回、有機米を提供するには約50万円の予算が必要となりますが、オーガニックビレッジ宣言をしたことによります補助事業の活用が全額分可能となりましたことから、実施することとしたところでございます。

○中村みなこ委員 有機米の生産はまだまだ少ないと認識しておりますし、収穫量によっては実施できないこともあるのではないかと思います。

そこで、今後、毎年継続して実施していけるのか、また、年に1回と言わず、増やしていくことは可能なのか、お聞きいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 全校で1回、有機米を提供するには約2トンが必要となりますが、新たに有機米を作る農家もあるなど、来年度、学校給食で提供する量には影響しないとお聞きしております。

令和8年度までの国の交付金をこの事業において活用しており、継続実施には財源確保が課題であると考えておりますが、今後、児童生徒や保護者等の意見も聞きながら、事業効果も検証した上で検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ継続の方向で取り組んでいただきたいと思いますし、学校給食だけの話ではなく、子どもたち、市民の食と旭川の農業がうまくつながって循環する流れをつくっていただきたいと思います。

次に、4つ目として、PTA会計に関わっての質問をさせていただきます。

まず、中学校の各種大会選手派遣等推進費について、概要をお示してください。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費は、各中学校において全道・全国大会に出場する生徒の派遣費及び各種大会の開催費の一部を補助するもので、令和7年度予算として945万5千円を計上しております。

○中村みなこ委員 この事業での選手の大会派遣の補助とはどういうものなのでしょうか、大会出場に関する費用全てを補助するのでしょうか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費における生徒の派遣の補助につきましては、中学校連盟に加入している選手等について、上限額までの範囲で交通費及び宿泊費の2分の1以内の額を教育委員会が補助しております。それ以外の負担額につきましては各学校においてそれぞれ判断するものと認識しております。

○中村みなこ委員 2分の1以内の補助とのことですが。

それ以外に、各学校では、部活動関連の大会参加費などについて、PTA会計から出しているところがあると聞いています。

それでは、PTA会計とはどのようなものなのか、お伺いします。

○山本学校教育部学務課長 PTAとは、子どもの教育という共通の関心で結びついた保護者と教職員で組織される団体であり、教育課題の共有や解決に向けた活動などを行っております。

こうしたPTA活動に係る費用負担のために設置されるのがPTA会計であり、旭川市立小中学校私費会計事務処理要領においては、保護者等から徴収する金銭等をもって教育活動等に充てるための私費会計のうち、保護者等により任意に組織された団体に係る会計である団体私費会計に当たるものとしています。

○中村みなこ委員 P T A活動に係る費用負担のためにあるのがP T A会計ですが、P T A会計の使い方はどのように規定されているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 事務処理要領において、団体私費会計については、当該団体との協議により学校が担う業務の範囲等を定めることとしており、これに基づき、P T Aごとに各学校と協議を行った上で活動範囲を定め、必要な用途で支出を行っているものとしております。

○中村みなこ委員 P T A活動のためのP T A会計であり、使い方は学校と協議して決めているとのことです。そう考えたとき、部活動はP T A活動ですかという疑問が出てきます。部活動は教育課程外の活動ではありますが、教育的意義が大きいということで、学校の教育活動の一環として計画、実施されていますし、学習指導要領にも位置づけられています。

個人で使う道具類の個人負担はまだしも、P T A活動でもなく、全員参加でもない部活にP T A会計から支出するのは明らかにおかしいのではないか、不公平ではないかとの声も実際に出ております。

その部活以外にもP T A会計の使い方で疑問なものがあるので、伺っていきます。

市内の47の小学校のうち、22校に築山がありません。スペースがないために造られていないのですが、冬には、低学年のスキー授業ですとか、生活科での雪遊びですとか、山があるのとないのとは楽しさも活動の狙いから見ても大きな違いがあります。

その際の雪山を造る費用について、P T A会費から除雪業者に支払われている実態があります。これは明らかに公費で負担すべきではないでしょうか、伺います。

○板東学校教育部学校施設課長 スキー授業で使用する雪山につきましては、築山を整備していない一部の学校で建設会社による奉仕活動やP T Aの負担により造成されている事例もあることは承知しております。

学校の施設整備や維持管理に必要な経費については教育活動に欠かすことのできないものでありますので、スキー授業の在り方や保護者負担の軽減策と併せて、必要な財源確保を検討しつつ、適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ雪山造成の公費負担を実現していただきたいと思います。

それでは次に、9月の子育て文教常任委員会で質問させていただきました振込手数料の件です。

昨年から旭川信金で振込手数料が有料となりました。徴収した学校給食費を学校給食共同購入委員会や学校給食運営委員会に振り込む際、1校、年間4千840円がP T A会計から支払われていて、担当課からは、予算要求しているけど、実現していない、検討していくとの答弁がありました。

その後どうなったのか、お伺いいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費については、各学校で保護者から個別に徴収し、それを一括して学校給食共同購入委員会等へ振り込む方式を採用してきているため、令和6年4月からの振込手数料の有料化に伴い、実施前に金融機関に対して一定期間の猶予や段階的な負担をお願いするとともに、必要な財源確保を検討してきたところでございます。

給食費の振込手数料については今年度もP T A会計で賄っている状況となっておりますので、他自治体の状況も踏まえて、負担の在り方を適切に判断してまいります。

○中村みなこ委員 数千万円の公会計化システムや10億円かかる給食費無償化に比べたら、1校、年間4千840円を何とか出せないものかと考えます。

手数料は無料のゆうちょに切り替えたという学校もあるようですが、そうだとトークン代がかかって、それも出してもらえないと聞いています。これこそ、ただの事務的な支出で、PTA活動でも教育活動でもありません。ほかの自治体とそろえなくても公費ではないでしょうか。

次に、市内には言語通級指導教室のこぼの教室が幾つか設置されています。

そのこぼの教室が所属する言語障害児教育研究会というのがあるのですが、毎年、その会費がPTA会計から出されていると聞きました。それについてはいかがでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 言語障害教育の研究を行う組織の会費等の学校や個人の負担につきましては各学校においてそれぞれ判断していると認識しており、任意の組織の会費等の公費負担について現時点では考えていないところでございます。

○中村みなこ委員 任意の組織だからとのことですが、こぼの教室が設置されている学校全てがほぼ必然的に所属して費用がかかっています。それをPTA会費で支払っているのかなと感じております。

今回、幾つか取り上げましたが、ごく一部であり、ほかにもいろいろこれでいいと思うところがあるのではないかと思います。いま一度、そもそものPTA会計の在り方、私費と公費の分け方について、基本に立ち返って見直し、公費として出すべきものは出すべきと考えますが、見解を伺います。

○坂本学校教育部長 PTAの事業活動については、本市に限らず、全国的に、本来、公費で行うべき施設整備の修繕や備品の購入、学校の教育活動として行われる行事の開催など、学校の実情に応じてPTA会費から支出している事例があるものと受け止めております。

こうした実態を踏まえ、私費会計の取扱いの状況を確認し、公費負担が適切と判断されるものについては必要な財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 先月の道新の記事にも、学校の資金不足を補う長年の慣習、PTA会費は学校にとって使い勝手のいい財布という記事がありました。本市でも同様の実態があると思います。学校ごとに実態は違いますし、学校とPTAが相談して決めることではありますが、長年の慣習で見過ごされ、不適切な使われ方をしていないか、いま一度、市教委としても、PTAや学校側としても見直していったほしいなと思います。

振込手数料は市教委としては2年連続で要望を出しているのに認められなかったと聞いております。本市でも市がPTA会計を使い勝手のいい財布扱いをしていることになってしまっています。これについてはお金が絡むので、副市長のお考えをお伺いいたしまして、この項目について終わります。

○中村副市長 PTAは、子どもたちの健やかな成長を願って、保護者と教職員が互いに協力しながら活動するために自ら組織する団体だというふうに認識しております。そして、その会計も、地域や学校の実情を踏まえまして、それぞれ独自に決めていくものでありますことから、その会計につきましてもそれぞれ独自の判断で運営していくものと認識しております。

ただ一方で、今御指摘にありましたような学校の管理運営に関わる経費について、公費ではなく、PTAが負担していることには課題があるというふうに私どもも考えております。

そういったことから、個々の事案につきまして、実態把握や調査をするというような教育委員会からの答弁もございましたので、その結果を踏まえながら、必要なものについてはきっちり対応し

ていきたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 4つ目までしか行けませんでしたのが、区切りがいいということで、一旦、ここで終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ここで、本日の委員会の冒頭で中野委員から遅れる旨の届出があると申し上げましたが、その後、欠席に変更する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、引き続き、残り3項目をよろしく願いいたします。

不登校支援に関わってです。

初めに、校内教育支援センターについて伺いいたします。

昨日の質問でも、先ほども扱われておりましたので、重なる部分は一部省きながら進めさせていただきます。

校内教育支援センターは、2年前、文部科学省からのCOCOLOプランに出されていた取組の一つで、私も、昨年度、一般質問で触れて以来、旭川での設置を願っていたところです。今回、まだ試行的な段階とはいえ、一步踏み出すということで大変期待しているところです。

さて、そのモデル校を中学校2校とした理由について伺います。なぜ小中1つずつにしなかったのか、その学校を選んだのか、選定理由をお示してください。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターの取組を進めるに当たりましては、まずは成果を検証するため、モデル的な取組から開始することが必要であると考えたところであります。

モデル校につきましては永山南中学校と緑が丘中学校としておりまして、これは、不登校の児童生徒数が小学校より中学校のほうが多いことを踏まえ、市内中学校の中で在籍生徒数が多い2校を選定しております。

○中村みなこ委員 校内教育支援センターには支援員が配置されます。支援員の資格、支援員の動き、そして、利用対象とする生徒の想定について伺いいたします。

○末木学校教育部次長 支援については、利用生徒がいる場合には、不登校生徒のオンラインでの支援を行う場合は校内教育支援センターに常駐することとなり、支援する生徒がいない時間は、校内を見回りながら気になる生徒の様子を観察したり、声かけをしたりすることなどが想定されます。

また、対象となる生徒につきましては、継続して通室する生徒はもとより、一時的あるいは突発的に自分の教室に入りにくくなった生徒のほか、不登校の生徒がまずは登校を再開する場所としての利用があるものと考えております。

○中村みなこ委員 支援員の資格についてよろしくお願いします。

○末木学校教育部次長 支援については、生徒一人一人の状況に応じた学習支援や教育相談を計画的、継続的にきめ細かく行う必要があることから、教員免許を有し、教員の経験がある者を想定しており、生徒宅を訪問し、生徒や保護者の対応を行う状況も想定されますことから、普通自動車免

許を所持していることも要件としております。

○中村みなこ委員 今まで別室登校などの体制がなかった学校では、いつ登校するのか分からない中で、登校してきた際に教室に入れるかどうか、入れないときには誰がどこで対応するのか、急遽決めて動かなければなりません。その中で、保健室なのか、特別支援学級で一緒に過ごすのかなど、その子にできること、その子が望むことも把握しながら手配し、ばたばたと進められていたわけです。それが全て解消されるということは、受け入れる側もそうですが、子どもたちにとっても、あの教室に行けばあの先生がいて、こんなふうに過ごすことができるという見通しが持てる、安心して通えて過ごせる場所になるのだと思われますので、そのように進めていただきたいと思います。

常駐、見回り、家庭訪問などの動きがあるとのことで、これがうまく回る仕組みを整えていただきたいと思います。

さて、この支援員はいじめ対策監という新しい役も担うとされています。支援員としての業務と いじめ対策監としての業務をお示してください。

○末木学校教育部次長 支援員の業務については、自分のクラスに入りにくい生徒が安心して過ごす中で学習支援や教育相談を行うほか、登校できない生徒へのオンライン支援や保護者からの相談対応等を行うこととしております。

また、いじめ対策監としての業務につきましては、自分の教室に入りにくい生徒の中には、いじめの加害生徒や被害生徒もいることが想定されますことから、こうした生徒に対してきめ細かな相談支援等を行うこととしております。

○中村みなこ委員 校内教育支援センターで対応する子の中には、いじめに関連して支援や配慮を継続しなければならない子とかぶることも大いに考えられるので、ひっくるめて対応していくと理解いたしました。

また、不登校やいじめに関係なく、学校、学級以外に居場所を求めている子にも対応していきましようということなのであれば、わざわざ2つの肩書は要らないのではと考えます。センターの支援員といじめ対策監の2人が配置されるならまだしも、1人なのに、しかも、お金の出どころも違うならまだしも、一緒ですよ。何だかよく分かりませんが、裏の事情があるのかなとも思っております。

それは置いておいたとしても、一番引っかかるのはいじめ対策監という名称なのです。聞き慣れないのはもとより、教育現場になじまない名前なのではないかと感じます。どのような理由で、そして、どんな経緯でこの名称になったのか、伺います。

○末木学校教育部次長 校内教育支援センターに配置される支援員につきましては、いじめの加害生徒や被害生徒の心のケアを行うなど、学校いじめ対策組織の一員としていじめ対策の役割も担いますことからいじめ対策監としたところであります。

○中村みなこ委員 全く答えになっておりませんが、監という字にすごく圧を感じるのです。監には、国とか政府とかの意味合いもあると実際調べてみて分かりました。教育的でない名称ではないかと感じております。そして、いじめを名目に、今後、教育的ではないものがどんどん教育分野に入ってくるのではないかと、教育の独立性が脅かされるのではないかと危惧しています。勝手な思いですけど、そんなことまで想起させるような名称だと思うのです。まだ仮称とついている段階で

すので、ぜひ、これは変更すべきだということを指摘させていただきます。

それでは、次に移ります。

校内教育支援センターは、登校支援の観点で見ますと、子どもたちが学校に足を運べる、学校にアクセスできる場合には機能すると思います。しかし、そもそも学校自体を拒否している子や生活リズムの乱れなどで不登校になっている子もいて、そのような子どもたちには利用してもらえません。

学校に行けない子たちへの支援について、昨日もありましたが、いま一度、御説明願います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 学校に行けない子どもに対する支援につきましては、これまで、学校の教職員による対応でございますとか、教育支援センター、ゆっくらすにおいて行ってきたものと認識しております。

そうした中で、いじめ・不登校相談窓口で相談対応を行っているケースにつきましては、生徒本人の対人不安や保護者が学校不信を訴えるものが多くございまして、そうしたケースにおきましては、再登校、あるいは、ゆっくらす等の既存の支援につながるものが難しい現状にあります。

そうした中で、令和7年度におきましては、こうした課題への対応のため、市がいじめ防止・青少年育成サポーターとして認定している市内のフリースクール、あるいは、子どもの居場所を運営する団体、大学のゼミ、サークル等の皆さんと連携をいたしまして、学習等の支援、また、安心して過ごせる居場所の提供等に取り組んでまいります。

その概要についてでございますけれども、いじめ防止・青少年育成サポーターの認定団体等が不登校生徒に対して学習等の支援を行った場合に1回当たり定額の謝礼を当該団体等にお支払いするという有償ボランティアの取組を実施する考えでございます。

○中村みなこ委員 不登校児童生徒は585人です。支援が行き届いていない子どもたちがたくさんいますので、とにかく多様な居場所が市内の至るところにあるべきと考えております。有償ボランティアがそれを後押しするようなものになることを期待しています。

それでは、そんな居場所の一つの市民の民間フリースクールの状況について御説明願います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 市内の民間のフリースクールの状況につきまして、いじめ、不登校に係る相談対応のために把握している情報の中でお答えをさせていただきたいと思います。

現在、市内で不登校の小中学生を対象に学習等支援を行っているフリースクールにつきましては、私どもが把握している中では5か所確認をしております。

その内訳についてでございますけれども、民間企業が運営するものが1か所、学校法人が運営しているものが1か所、NPO法人が運営しているものが1か所、任意団体が運営しているものが2か所となっております。

また、開設日数や開設時間、利用料金や対象学年、支援内容につきましては施設ごとに定められておりまして、一様ではないものと認識をしております。

○中村みなこ委員 5か所あるとのことですが。

それでは、フリースクールに対してどのような支援があるのでしょうか、他都市の状況についてもお示しください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 フリースクールの支援に関わる他の自治体

の状況についてでございますけれども、実施している自治体のホームページ等で公表されているもので、我々が現在把握している中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

札幌市におきましては、フリースクール等民間施設事業費補助金として、不登校児童生徒の受皿となっている札幌市のフリースクール等を支援するため、学校法人を除く非営利団体が運営する施設の設置者に対しまして、児童生徒の指導体制の整備でありますとか、教材や体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しているところです。

また、鷹栖町におきましては、フリースクール等利用児童生徒支援事業といたしまして、フリースクールを利用する子どもの保護者に対して1か月の利用料の上限を2万円として、保護者の状況に応じまして、生活保護受給者の場合は10分の10、就学援助受給者の場合は4分の3、その他の場合は2分の1を助成しているということを把握しております。

○中村みなこ委員 札幌には北海道教育委員会のホームページに掲載されているものだけで23のフリースクールがありました。そこに市から経費の一部を助成しているのです。

市のホームページを見ますと、児童生徒数8名以下、年間160万円、33名以上になりますと320万円の補助がありました。

東京都では、人件費150万円から300万円、施設や活動の安全のための経費で100万円、子どもの体験活動の交通費、施設利用料、保険代1名5万円という本当に手厚い支援がされているということで、大変うらやましく思いました。

また、利用者側の支援例として鷹栖町のものをお答えいただきました。

私の旭川に住む知人の話ですが、娘が不登校になって、しばらくは独りで家で過ごしていたのですけれども、その後、フリースクールに通うということで探したそうです。一つ一つ特色が全然違うし、いいと思ったら費用が高額で諦めたり、結局、最終的に決めたのは札幌のフリースクールで、現在、JRで通っていきまして、その交通費も含めて本当に費用が高くてと嘆いていました。そこで、何かしらの支援はないものかと強く思ったところです。

本市にはフリースクール支援はありません。本市でフリースクール補助に取り組めていない理由についてお聞きいたします。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 他の自治体で行われているようなフリースクール等の施設設置者への補助やフリースクールを利用する保護者への利用助成につきましては、不登校児童生徒への支援の方法の一つとして承知しているところでございます。

一方で、本市における民間のフリースクールの状況につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、開設日数や開設時間、利用料金、対象の学園、支援内容につきまして、施設ごとに差異があることから、こうした施設に対する支援が個々の児童生徒にとって適切かどうかといった視点、あるいは、令和7年度に新たに旭川市で実施いたします地域の多様な担い手との連携による不登校児童生徒への学習等の支援、取組の評価検証等を踏まえて、さらに検討を進める必要があるものと考えております。

○中村みなこ委員 施設ごとに違いがあるということですが、札幌ではできているのですから、ぜひ旭川でも実現の方向へ踏み出していただきたいと思います。

それでは、本市における不登校対策の今後の方向性についてお伺いいたします。

○石原いじめ防止対策推進部長 令和5年3月に文部科学省が取りまとめた誰一人取り残されない

学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランにおいては、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが取組の一つとして位置づけられております。

その中では、多様な学びの場、居場所の確保についても示されておりまして、NPOやフリースクールといった地域の担い手との連携を強化していくことも重要であると考えているところでございます。

このため、いじめ防止対策推進部におきましては、市内のフリースクールや大学生と連携した学習等の支援に取り組むこととしておりますので、これからの取組についての評価検証や他自治体の取組の調査研究など、不登校対策の強化に向けた具体的な取組の検討を進めてまいります。

あわせて、対策のさらなる強化に当たりましては、財源確保といったことが大きな課題となりますことから、令和7年度にこども家庭庁が実施を予定しております地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業やいじめ防止対策推進基金の活用に加えまして、（仮称）いじめ防止対策首長連合や中核市市長会の子どもの学びの環境充実にに向けた取組検討プロジェクトの活動等によりまして、他の自治体の首長とともに国への財政支援の要望等の取組も進めてまいります。

○中村みなこ委員 不登校支援が全ての子どもたちに行き届いていないということは不登校の子どもたちの義務教育を保障できていないということになります。学校で学べないなら、それ以外の場所で義務教育を受けられるようにするのは市として当然やるべきことです。その子たちの状態にもよるので、簡単なことではないのですけれども、それでも、そう考えたら、まだまだ本市では足りておりません。しかも、義務教育は無償ですから、それ相応の支援があるのは当たり前です。財源確保が課題、お金がないからできないというものではないと思っております。

不登校対策COCOLOプランには、不登校特例校について、全国で300校の整備ということも掲げられていますので、学校統廃合せずに特例校設置もぜひ検討していただきたいと思っております。

ということで、義務教育という本当に根本の観点で考えていただきたいと思いますので、最後に教育長の見解を伺いまして、この項目は終わりたいと思います。

○野崎教育長 不登校の子どもたちの支援についてということで今ほどお話があったところですが、本市の小中学校の不登校児童生徒は近年急増しておりまして、別教室で何らかの支援を受けた児童生徒は700人ぐらいいるところでありまして、不登校やその傾向にある児童生徒への対応は大きな課題であるというふうに思っているところであります。

そのため、教育委員会、スクールカウンセラーの全小中学校への配置、児童生徒と保護者の心のケアに加えまして、今年度からは、教育支援センターにおけるICTを活用した学習支援、そして不登校児童生徒への適切な対応が進められるよう教職員研修を開始するとともに、次年度には校内教育支援センターを中学校2校でモデル設置をするということで、不登校対策の強化を進めてきているというところであります。

そうした中、不登校児童生徒にとっても、不登校の時期が休養であるとか自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つという面がある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益なども存在するということになることから、児童生徒の個別の状況を踏まえながら、学習支援や、午前中に高花委員の質疑でもありましたが、成績評価を適切に進めていくということが大切になると認識しております。

して、教職員研修や学校訪問を通じ、学校のこれらに対する理解を深めていきたいというふうに考えているところであります。

不登校の支援ですけれども、これをやれば全部が解消するというような手だてはなかなかないので、たくさんのきっかけづくりをしながら、学校に戻るだけでなく、社会的自立ができるように少しずつ取組を進めていければなと思っております。

いずれにいたしましても、引き続き、不登校児童生徒の教育機会の確保や不登校児童生徒の保護者の心情に寄り添い、連携を深めながら学習支援等の充実を図る取組を通じて児童生徒の社会的自立をしっかりと後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 それでは、次の項目に移ります。

教育現場に人を増やしてほしいという思いで質問をさせていただきます。

とにかく子どもたちに手をかけたいという思いでいる先生方はたくさんいるのに、教育現場にはなかなか人が増えません。なかなか進まない現状が何とかならないのかと思っております。

教員の確保の問題も解決の見通しが持てない中、新年度はどうなるのかという心配もしているところです。

ということで、教育現場の人の配置に関連して伺いたいと思います。

初めに、特別支援教育推進費について伺います。

昨年、少人数学級が廃止となったものの、特別支援の補助指導員が100人大幅に増えました。

特別支援教育補助指導員の概要及び配置状況について伺います。補助指導員の資格も併せてお示ください。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育推進費は、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その一人一人のニーズを把握し、適切な支援を行う特別支援教育の推進を図るもので、特別支援教育補助指導員及び特別支援教育専門員の報酬、旅費等が主なものになっております。

特別支援教育補助指導員は、特別支援学級等の担任による児童生徒への指導及び学級経営全般の運営の補助を行うもので、教員免許や保育士、幼稚園教諭等の資格を任用の要件としており、医療的ケアを行う補助指導員につきましては看護職の資格を要件としております。

配置につきましては、令和7年度は令和6年度と同数の100名を予定しており、そのうち、看護職の資格を持つ補助指導員につきましては前年度より2名増の18人を予定しております。

○中村みなこ委員 医ケア児対応の看護師資格を持つ方が2名増えたものの、それ以外の補助指導員は2名減っていますので、トータルは、今年度と同様、100名となります。トータル人数が増えなかったのは残念でしかありませんが、医ケア児に対応できる体制が取れたということで、それはよかったと思っております。

今後も医ケア児が入学する、在籍するということになったら、それに合わせて配置していくのでしょうか、伺います。

○山本学校教育部学務課長 学校における医療的ケアの実施には看護職の資格が必要でありますことから、常態的に看護職による医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校にはその資格を持つ補助指導員を配置しており、今後も同様に配置してまいります。

○中村みなこ委員 それでは、補助指導員の処遇、あわせて、補助指導員の業務と一般教員との業務範囲の違いについてお示ください。

○山本学校教育部学務課長 補助指導員は会計年度任用職員であり、その報酬額等は旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則等に基づき定めております。

看護職の資格を持つ補助指導員は、医療的ケアのほかに補助指導員として児童生徒への指導及び学級経営全般の補助に当たりますが、指導そのものは業務とはしておりません。

○中村みなこ委員 あくまでも補助ということです。しかし、多様な特性を持つ子、学年もまたがっている子どもたちを一遍に指導する際に手分けすることができると、よりその子に応じた学びにつながられたり、教員の負担軽減にもなります。

美瑛町では支援員と呼ばれる方たちに任せられる業務の範囲が広いということで、うらやましいという声を聞きました。本市でも業務の範囲を拡大して指導等に当たれるようにすることはできないのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 保育士や幼稚園教諭等の資格で任用されている補助指導員もあり、また、教員免許を有する場合においても、補助指導員は会計年度任用職員であり、その採用の方法や勤務の形態、待遇等は指導に当たる教員とは異なっておりますことから、同様の業務に当たらせることは適切ではないと考えております。

○中村みなこ委員 待遇等の条件が違うから難しいと理解いたしました。

それでは、人材確保はどうか、伺います。

今年度の状況と新年度の確保の状況についてお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 補助指導員の確保の状況についてでございますが、令和6年度は、数か月間、定員の確保に至らない状況がございましたが、令和7年度は現時点においては定員を確保できる見込みとなっております。

○中村みなこ委員 それでは次に、スクールカウンセラーについてお伺いいたします。

スクールカウンセラー活用推進費についてです。

事業概要とカウンセラーの配置状況についてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 スクールカウンセラー活用推進費は、児童生徒の悩みの深刻化や、いじめ、不登校の未然防止など、問題の早期発見、早期対応を図るためスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行うものでございます。

令和7年度は令和6年度と同数の23名の配置を予定しております。

○中村みなこ委員 今年度と同数ということです。

国家予算案では、スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置するとして、週4時間、2万7千500人にするとありましたが、本市は変わらないとのことでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 本市におきましては、全ての市立中学校にスクールカウンセラーを配置しており、全小学校へも巡回等で相談対応を行っておりますことから、必要とされる対応は行っていると認識しております。

スクールカウンセラーは高度な専門性を必要とし、人材的にも限られておりますことから、全小学校への配置は困難な状況にありますが、北海道教育委員会とともに人材の確保に努めるとともに、各学校の状況を踏まえたきめ細やかな指導・相談体制の整備に努めてまいります。

○中村みなこ委員 いつも話題になっておりますが、いつでも相談できるような環境を整えていくように少しでも進めていってほしいなとは思っております。

同じく、国家予算案でスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置すると出ておりました。

スクールソーシャルワーカーの概要と配置状況についてもお示しください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校等の児童生徒の抱える様々な課題に対応するため、学校や関係機関と連携して福祉的な支援を行うものでございます。

本市の配置状況についてでございますけれども、令和4年度までは、子ども総合相談センターに週29時間勤務の会計年度任用職員を2名配置していたところでございますけれども、令和5年度からのいじめ防止対策推進部設置後におきましては、フルタイムの会計年度任用職員をいじめ対策支援員として配置しておりまして、令和7年度におきましては3名の配置を予定するなど、体制の強化を図ってございます。

○中村みなこ委員 全中学校区には及ばないですが、一応、ちょっとずつ進んでいるということは確認できました。以上、見ていきますと、新年度も現場の負担軽減につながるような増員はないということが見えてきたと思います。

それでは、今の学校現場の先生方の状態について伺います。

早期退職、病休、休職の状況について資料も出していただいておりますが、御説明願います。

○山下学校教育部教職員課長 本市の小中学校における定年年齢を迎える前に早期退職した教職員の人数につきましては、ここ3年間増えており、令和4年度が32人、5年度が28人、6年度が37人となっております。

休職者数につきましては、令和6年度は6人となっております。

また、教職員の精神疾患による病気休暇の状況につきましては、変動はありますが、ここ数年、おおむね1桁の人数で推移しており、令和6年度では7人となっております。

○中村みなこ委員 早期退職はここ数年で一番多いということです。

退職理由は出ておりませんが、60歳の退職が多いのが目立ちます。60歳になってしまうと、給与が減るのに、今までと同じ業務で体力的にも自信がない、辞めようかなとなるようで、50代の段階で先生方はそんな会話をしております。また、見ると、20代も多いですね。先生をやってみたけどのタイミングなので、現場のブラック具合に嫌気が差したのかなど、いろいろ想像してしまうところです。

さて、教員不足が問題になっております。本市でも定年退職以外の退職が多い状態です。

担任未配置の状況と新年度は未配置なしでスタートできるのかどうか、気になるところです。お示しください。

○山下学校教育部教職員課長 教職員の配置につきましては、年度途中で産休や育休を取得するような教職員がいる場合、その教員が不在となる日以降でないと代替職員を配置できないため、すぐに代替職員を確保することが難しく、令和6年度は一時的に欠員が生じてしまうような状況がございましたが、北海道教育委員会や各学校との連携を密にしながら早期の配置に向けて調整を進めてきたところです。

また、令和7年度の教職員配置についてですが、現在も人事作業で調整をきめ細やかに行っているところでございますが、教員の成り手不足の影響や配置予定者の辞退などによりまして欠員が生じる可能性もあり、道教委と連携を図りながら作業を進めているところです。

○中村みなこ委員 現在、うちの学校はとうとう欠員になるらしい、何とか欠員にならないで済みそうなどという話が飛び交っていて、まだ流動的なのかなと思っていました。私のところにも誰か紹介してほしいのだと管理職の方から連絡があったくらいですので、まだ安心はできない状態だということで、心配は拭えないかなと思っております。

さて、病気をされた方の中には、休職に踏み切りたいけれど、代わりに来てくれる先生が見つからないから、できれば復帰してほしいと打診されて復帰した方もいると聞いています。代替職員の確保の状況について伺います。

○山下学校教育部教職員課長 近年、教員志願の減少が続いていることなどを背景に、ここ数年は、年度当初に多数の期限付教員を任用している現状から、年度途中の休職等に伴う代替教員の候補者は年々少なくなってきており、代替教員の確保が非常に困難な状況となっております。

また、代替教員は、勤務場所や勤務期間、免許状の種類などの任用の条件も様々でありますので、その都度、配置に必要な対応を行い、早期配置に向けて調整を進めたいと考えております。

○中村みなこ委員 未配置となったときの現場の負担は本当に大きいものがあります。子どもたちの影響も計り知れません。

また、新年度もこれといった対策が取られていないように思いますが、認識を伺います。

○山下学校教育部教職員課長 教員の欠員は、学校現場において1人当たりの業務負担が増し、長期時間勤務の増加や子どもと向き合う時間の減少につながるなど、健全な学校運営に影響を及ぼすものと考えており、教員の欠員が生じるような状況は避けなければならないと考えております。

このため、道教委とも連携してこれまで教員の確保に当たってきたところですが、この課題の解消には教員を志望する方自体を増やすことが必要であり、また、将来にわたって教員を安定的に確保していくためには、長時間勤務の状況を改善し、教員一人一人が意欲を持って、その能力を最大に発揮できる職場環境をつくっていくことが重要であり、そのためには学校の働き方改革の取組を着実に進めていくことが必要であると考えております。

○中村みなこ委員 毎回、同じような文言を聞いているなと思うのですけれども、これに取り組んでいますというものがなかなか具体的にできてこないのがすごいじれったいなというか、歯がゆいなと思っています。

学校現場に人を増やしてほしいという多くの声をどう受け止めているのでしょうか。そして、今後どうしていくのでしょうか。本当、国任せでは全く進まないというのはもう明らかなので、今後の方向性について伺います。

○山下学校教育部教職員課長 本市では、小中学校働き方改革推進プランに基づき、学校現場において様々な取組を進めていますが、道教委に対しては、教育業務支援員、いわゆるスクールサポートスタッフや、部活動指導員などの配置を要望し、充実を図ってきたほか、本市独自の取組として、特別支援教育補助指導員、スクールカウンセラーの専門スタッフを配置するなど、教職員をサポートする人員の配置も進めてきたところです。

学校における働き方改革をさらに進めていくためには学校現場のマンパワー不足を補うことが重要であります。新たな財源確保を検討しつつ、独自の取組の充実に努めるとともに、外部人材を活用するための財政措置の拡充や制度の充実、また、教職員定数のさらなる改善などについて引き続き国や北海道に要望してまいります。

○中村みなこ委員 働き方改革ということが毎回出されますけど、これ以上何ができるのだろうと本当に思っていて、その段階ではないということは明らかなと思っております。

今年度も新年度もそこにアプローチするものはなかなかないのだなということがはっきりしたかなとも思っております、ちょっと残念な気持ちではありますが、あとは、本当、現場の先生方に頑張ってほしい、それしかないかなと思っております。

最後になりますが、いじめ問題対策推進費関係ということでよろしく申し上げます。

令和7年度のいじめ問題対策推進費の目的と予算の内訳についてお示してください。

○工藤学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を推進することを目的といたしまして、附属機関でありますいじめ防止等対策委員会の開催や子どもが主体となったいじめ防止の取組などを進めるもので、令和7年度当初予算といたしまして1千345万6千円を計上してございます。

その主な内訳ですけれども、いじめ対策コーディネーターといたしまして配置する会計年度任用職員3名の報酬等として622万円、小学校第3学年全児童、教職員、保護者等を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料等として367万円などとなっております。

○中村みなこ委員 教育委員会におけるいじめ防止対策のうち、再調査委員会の結果を受けて変更、改善、追加した部分があると思いますが、それについて伺います。

○工藤学校教育部主幹 いじめ防止対策につきましては、既存の取組を基にいたしまして、再調査報告書での御指摘ですとか、再発防止への提言を踏まえた見直しや新たな対策の検討を通じ、今後の旭川モデルによる再発防止対策の方向性と取組を整理したところであり、教育委員会では、心理士を活用した児童生徒への聞き取り手法に関する教職員研修や包括的性教育に係る取組の推進、校内教育支援センターの支援員を兼務するいじめ対策監の配置等、新たな対策を実施するとともに、性的ないじめ事案への対処ですとか教職員研修の強化に取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 性的ないじめ事案への対処の強化として危機対応マニュアルを作成するとのことですが、その内容について伺います。

○工藤学校教育部主幹 性的ないじめ事案への対処に係るマニュアルにつきましては、児童生徒の人権尊重と安全確保を最優先といたしまして、疑いの段階でも即日対応を開始すること、学校が抱え込まず、直ちに警察に相談し、適宜、専門機関と連携協力して対応することなど、対応の基本となる事項とともに、事案が発生した際、迅速かつ適切に対処するための対応の流れや留意事項を整理いたしまして、校長のリーダーシップの下、組織的な対応を徹底するよう通知しております。

○中村みなこ委員 疑いの段階でも即日対応を開始とのことですが、どういうものが性的いじめ、性暴力となるのか、教員自身が正しく判断できないことには何の意味もありません。何が性加害となるのかをほとんどの教員、大人が正しく学んできていません。そんな中では意味をなさないのでないでしょうか。

今まではただふざけただけで軽く流されてきたこと、見過ごされてきたことが、実はれっきとした性的いじめであったり性加害であったりします。それを正しく学ぶ機会を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 教職員が性的ないじめや性暴力について正しく理解することは、早期発見、

早期対処の第一歩であり、極めて重要であると認識しております。

そのため、令和7年度に実施いたします教職員研修におきまして、言葉による性的な嫌がらせ、性的な画像の送付、身体への不適切な接触など、具体的な事例を挙げながら性的ないじめについて理解を深めるとともに、こうした情報を把握した場合の適切な対応について学ぶ事例研修を行い、教職員の資質、能力の一層の向上を図ってまいります。

○中村みなこ委員 それでは次に、包括的性教育について伺います。

旭川市いじめ問題再調査委員会の調査報告書において再発防止策の一つとして性教育の充実が示されていましたが、包括的性教育として出されましたが、それはどのような内容なのでしょうか。実現に向けてどのように進めていくのかも併せて御説明願います。

○末木学校教育部次長 旭川市いじめ問題再調査委員会の調査報告書においては、再発防止策の一つといたしまして包括的性教育を行うことが示され、具体的には改訂版国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとりた包括的性教育の早期実現を提言したいと示されたところであります。

こうした提言とともに、性情報の氾濫やSNSを通じた性被害等の増加、性感染症者の増加などの社会的な背景を踏まえまして、本市の児童生徒が性に関する正しい知識を身につけ、自他の人権尊重を基盤として正しく判断し、行動しようとする態度を育成することが重要であると考えまして、本市として、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育を各学校において進めることとし、その考え方をまとめた資料を年度内に作成し、学校に周知してまいります。

○中村みなこ委員 国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとりた包括的性教育は世界の流れですし、数々の成果が実証されていますので、本市がここに足を踏み出せたということは大変うれしく思っております。

性教育に力を入れてきた知人も、行政として包括的性教育をやるとはっきり表明したことはとても先進的だと、旭川で進められることは本当に誇らしいと感動しておりました。包括的性教育を通して、自他の人権の尊重の基盤として、正しく判断し行動しようとする態度を育成するとの答弁をいただきました。いじめ防止対策にこれほどびったりなものはないと確信しているところです。

さて、新年度から取り組むに当たり、性に関する指導資料を作成するとのことですが、どのような内容になるのでしょうか。また、今までの性教育とは全く違うものであり、学校で十分に活用されるためには、その趣旨等も含め、しっかり理解される必要があると考えます。どのように周知を図っていくのか、お伺いします。

○末木学校教育部次長 性に関する指導資料につきましては、本市で進める性に関する教育の考え方や各学校において実施する取組等についてまとめるものであり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育が各学校において適切に実施されるよう、学習指導要領に示される各教科等の指導内容との関連性や生命の安全教育などの独自資料を活用した学習、人権擁護委員会協議会と連携した人権教室など、外部講師を活用した学習などについて整理するものであります。

指導資料の考え方や各学校における取組の内容につきましては、年度初めの校長会や教頭会において説明しますとともに、各学校の担当者を対象とした教員研修会を開催し、理解の深化と取組の充実を図ってまいります。

○中村みなこ委員 国際セクシュアリティ教育ガイダンスの要素を踏まえた包括的な性教育は、と

にかく広いし深いものです。まだ続いているのですが、それを一から整理していく作業に担当課の皆さんも日々御尽力されてきたということで本当にお疲れさまでした。

ほとんどの教員が教員養成課程で学んだことのない奥の深いものを一度の説明や研修を受けただけで理解し、適切に取り組むのは本当に難しいと思われます。繰り返しの研修も必要だと思いますが、くれぐれも現場の負担にならないように工夫していただきたいと思っております。

さて、現場の負担を考えたときに有効なのが外部講師の活用であり、積極的に進めていただきたいと思っております。

ほかの自治体では、産科医や保健師等を活用して、歯止め規定からの発展的な内容を扱った性に関する講演会などを実施している事例があると聞いています。

本市では外部講師の活用についてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

〇末木学校教育部次長 児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を習得し、適切に行動する判断力や自他を大切にする人権意識を高めるためには専門的知見を有している外部講師による学習を行うことが効果的であるというふうに考えておまして、次年度は、引き続き、CAPあさひかわによる子どもが暴力から自分を守る学習を全小学校で、人権擁護委員協議会による人権教室を全中学校で実施するとともに、新たに旭川市保健所の保健師によるエイズ・性感染症出前講座を全中学校で実施いたします。

また、発展的な内容を扱う学習を希望する中学校に対しましては、詳細な内容は学校と講師の打合せにより決まりますが、旭川医科大学による講師派遣講座を実施する予定でありまして、適切に実施できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

〇中村みなこ委員 引き続き、CAP、人権擁護委員協議会に御協力をいただくということです。

また、保健所のエイズ・性感染症出前講座は、希望校のみだったのが全中学校で実施ということで、昨年の決算審査特別委員会で全校実施はやりくりすれば何とかできるということが明らかになっていたので、そのように進められると理解しています。

ただ、ガイダンスにのっとっているものかどうかという検証は大事になってくるかと思います。指導する側の認識として包括的性教育のこの分野のここを扱うのだという理解をぜひ確認して進めていただきたいと思います。

また、包括的性教育は、知識伝達の授業ではなく、自分事として主体的に考えられるような授業であるべきとされています。出前授業等に関わる方々皆さんで共有すべきだということも指摘させていただきます。

いずれも、いじめ防止対策として始まります包括的性教育に対して、市民の中にも関心を寄せている方がいらっしゃると思います。何をしたいこうとしているのか、また、協力したいと考えている各機関もあると思われます。今、旭川市ではこんなことをしようとしています、検討していますなどの情報も発信する必要があるのではないかと考えております。

なお、学校にいろんな新しい教育が今までにも入り込んでいて、プログラミング教育や小学校での英語教育がそうですけど、それらと比べると、包括的性教育は、親の理解、家庭の理解での相乗効果があるんじゃないかなと思いますので、保護者の皆さんへもぜひ周知を図っていただきたいなと思っています。

次に、いじめ対策そのものについて伺っていききたいと思います。

様々な取組が続けられています。いじめに苦しんでいる、困っている子を見逃さないように、こぼれ落ちる子がいないようにということで進められていますし、以前と比べ、これぐらいは大したことがない、いじめではないよねという先生の安易な単独の判断で見過ごされてしまうことは大幅になくなっていると私も思っております。ただ、それと引換えに失っているもの、軽視されているものもあるのではないのでしょうかとの課題意識を持って質問させていただきます。

子どもたちが嫌な思いをしたらいじめと認知というのは合い言葉のように定着しているように思っています。大小問わず、トラブルはいじめになり、いじめは駄目、いじめゼロの指導が繰り返されています。

それでは、いじめの定義について改めて伺います。

○工藤学校教育部主幹 いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法におきまして一定の人的関係にある児童生徒が行う行為により、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと規定されており、国の基本方針では、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものと示されているところであり、学校におきましては、いじめを見逃すことのないよう、法に基づき早期発見、早期対処を徹底することが求められております。

○中村みなこ委員 早期に認知した後、対応のための報告を実施しているわけですが、どのような手続で行っているのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 学校におけるいじめの認知の手続につきましては、アンケート調査や相談等により、いじめの疑いのある事案を把握した教職員から報告窓口となる担当者を通じて報告を受けた校長が学校いじめ対策組織会議において法のいじめの定義に基づき認知を判断しております。

また、学校から教育委員会への報告につきましては、いじめの疑いを含む全ての事案について、毎月1回、所定の様式を提出することに加えまして、いじめの重大化、長期化のおそれのある困難ケースにつきましては、学校が把握した時点で電話により速報を受け、毎週の対応記録をいじめの解消に至るまで提出することを求めているところであり、状況に応じた適切な対処について指導助言を行っております。

○中村みなこ委員 子ども同士のトラブルがありました、会議で報告します、子どもたちに詳細を聞き取ります、2回目の会議を開いて認知を判断します、認知となったらどう対応するかを決めて両方の保護者に連絡します、3か月後、保護者に連絡して、大丈夫と確認できれば解決となります。ただ、認知しないとなっても、全て記録を残している先生方もたくさんいらっしゃいます。一つのトラブルがあれば、これだけの動きをしなければなりません。児童生徒の感じる被害性に着目なので、嫌な思いをしたら全てがいじめと認知されるわけです。

ある学校の生徒指導部担当の方に聞いた事例です。

Aちゃんに対して、Aちゃん、どこへ行くのと聞いたのに、うふふと言って行っちゃった、これがいじめになったんです。黙っていなくなったから嫌な思いをしたんだということなんですね。

廊下でBちゃんとぶつかった、痛かった、これもいじめです。嫌な思いしたんです。

グループで話をしています、Cちゃんに聞いているのに何も言わない、無視する、これもいじめになります。

これら全部について、その都度、報告会議、関係者聞き取り会議を開き、認知して、対応して、記録して、電話して、3か月後にまた電話して、全部にこういう対応を行っているのが今の現場で

す。

また、年3回のいじめアンケートをしておりますが、ここに書かれたことは全て認知され、いじめとなります。低学年の子どもたちは一生懸命書こうとするんです。今日、アンケートするとなったら、朝からの一日をやっとこすっこ思い出して、そういえばこんなことがあったなみたいなことを書いてくれるそうです。ですから、アンケートが終わった後の処理が本当に毎回膨大になるということです。

逆に、高学年では、書いたら先生に呼ばれる、話をしなきゃいけないし、親にも電話をかけられるということで、それが嫌で書こうとしない子も出てきているという実情があるそうです。

こういう取組の中に、即、対応しなければならない、いじめを見つけられているというのも事実ですし、いじめを見過ごさないための取組なのだから、こうするのは当然だと考えるべきなのかなってというのは本当に疑問なんです。何の達成感もやりがいもないなと思うんですよね。徒労感を増大させながら疲弊していつているという先生方の現状だと思うんですね。

先ほどもありましたが、これじゃ、なったばかりの20代の若い先生は早期退職しても仕方ないかなと感じてしまうところもあります。軽微な事案への対応に時間が取られ、本当の重大ないじめを見過ごしていないかということも心配であります。少しでも現場の負担を減らすやり方にできないのでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 いじめへの対応におきましては、行為の重大性の程度が低いと思われる事案でありまして、いじめを受けた児童生徒が深刻な心身の苦痛を感じている場合があることから、こうした状況を的確に捉え、組織的かつ継続的な支援ですとか指導を行うことが大切であると認識してございます。

本市におきましては、性に関する事案や学校が警察と連携している事案などを困難ケースと分類し、重点的に対処することとしておりますが、積極的な認知により事案の総数が年々増加している状況にあることから、学校の負担を軽減し、真に注力すべき事案に適切に対処できるよう、分類の基準について毎年度見直しを行っているところでございます。

○中村みなこ委員 分類の基準を毎年見直しということでありましたが、先ほどの生徒指導担当の教員に聞いても知らないと言われました。結局、現場でしなければならないことは何も変わらないとも言われました。

また、困難ケースについてです。子どもたちが市にお手紙を書いたり、ここに連絡しなさいというカードを何回も配られていますが、そのカードにある番号に電話したら全てが困難ケースになると聞いています。困難ケースになったら重点的に対処しなきゃいけないので、内容がすごい軽いものであっても、通常の認知よりもっと手厚い対応をしなければならないってことで、先生方はそのカードを配りたくないと言っていました。それぐらい負担感があるのだと感じております。

現場の負担が重いということ、見逃さない対策だけど、防止対策にはならないのではないかとということも含めて述べてきたつもりですが、それとは別に、ここ最近、これらに取り組んで数年がたち、先生方の子どもたちへの悪影響を懸念する声が増えてきてるんじゃないかと感じております。心配しているのは友達との関わり方を学ぶ過程が失われているのではないかとという点です。

それも含めて、失敗が許されない環境がつくられていませんかとある先生がおっしゃっていました。無視した、ぶつかって謝らないはその子の失敗になってしまうんですね。たまたまぶつかった、

言葉が足りなかった、間違った、そういう失敗が全ていじめになっています。いじめは駄目となると、失敗は駄目になるじゃないですか。

私が新卒の頃から、教室は間違うところだって指導をする先生やそういう学級経営をする先生も多かったと思います。私もそうしてきました。でも、いじめの取組により、いじめは駄目、失敗は駄目、間違いは駄目という空間になっているんだったら、すごく心配だなと感じているのです。

実際に何かあったとき、おまえ、それはいじめだからなと子ども同士で言っちゃうし、先生方もそれ以上やったらいじめになるよという感じでいじめという言葉が至るところで出てきてしまっています。使いたくないんだけど、使ってしまうという先生方もいました。

また、トラブルをいじめとして扱われてしまうと先生がすぐに対応することになります。そうすると子ども同士で解決する機会すら奪っているのではないのでしょうか。無視されて嫌な思いしたって訴える方法は身についていると思うんです。それも大事なのですけれども、何であのときに無視したの、私、何かしたの、嫌な気持ちになったよ、今度はこうしてね、そういうやり取りや機会がきっちり保障されているのだろうか。すぐに先生が介入し、聞き取ってとなっている中で、対話して解決する力が保障できているのだろうか、実は奪っているなどと思います。

さらに、こういう失敗を繰り返しちゃう特性を持っているお子さんたちもいます。実際、特別支援在籍のお子さんがいて、何度も何度もいじめの加害側に名前が挙がってしまいます。保護者にも何度も何度も電話が行くことになります。これではその子も親もつら過ぎるのではないのでしょうか。

先生方もいろいろ配慮しながら、工夫しながらされているようですが、そういう特性を持った子には何が必要なのか、先生方が一緒について、一つ一つ教えるというか、支援する、こうしたらいよいよアドバイスするような先生方がいないじゃないですか。

そして、子どもたちには、被害と加害の対極の関係じゃなくて、理解して支える仲間というか、友達も必要と考えますけど、いじめに遭ったらすぐ訴えるという中だと、そういう関係もなかなかつくりにくいんじゃないかと思っております。そういう体制も取組もない、学級経営に任せられるとしても、そこにかける時間も労力もないのです。先ほどからいろいろ述べてきましたが、いじめ対応にすり替えられているんじゃないかを感じているのです。旭川モデルの下で育つ子どもたちは本当にこれでいいのでしょうか、疑問しかないですし、心配でしかないです。

それでは、いじめ防止対策「旭川モデル」の施策等の一つとして、いじめ事案の重大化、長期化の防止に取り組んでいますが、成果について伺います。

○坂本学校教育部長 本市では、学校教育委員会といじめ防止対策推進部において、困難ケースに該当する事案の認知から解消に至るまで、児童生徒の様子や学校の対応状況を一元的に共有し、心のケアや学習サポートの支援により、重大化、長期化の防止に取り組んできております。

令和5年度は、重大事態14件が発生し、そのうち13件が不登校重大事態となっております。

新年度においては、こうしたことを踏まえ、いじめを受けた児童生徒が病気などの明確な理由以外で一日でも欠席した時点で学校が組織的に登校支援に努めることとしており、学校からは迅速な初動の対応によって早期の登校再開につながったという報告も数多く受けております。

引き続き、児童生徒の特性やいじめの実態、そして、これまでの対応の課題を踏まえて旭川モデルの取組を検証し、改善、充実に努めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 旭川モデルは、不登校重大事態への対応により成果につながっていること、そ

して、認知件数が大幅に増えていることから見逃しゼロにつながりつつあるというのは成果だとは思っております。しかし、それは現場の負担の上に成り立っているわけです。多大な事務作業のための労力や時間をかけている現状、子どもと向き合うゆとりや教材研究にも支障がある現状の上に成り立っています。働き方改革には逆行しています。しかも、コミュニケーションスキルを学ぶ子どもたちの機会を奪っていて、子どもたちへの影響も心配されています。これでは、声高に旭川モデルをやっていると胸を張れるものではありません。

新年度の負担軽減については、これだというものは残念ながら示されておりませんし、いじめ対策監の2人で、本当に限定的なものです。これだけ予算をかけています、人を増やしています、先生方がじっくり子どもたちと関わっています、包括的性教育や人権意識、市民に浸透する取組にこんなに取り組んでいますといったものがそろった旭川モデルにすべきだと考えます。

教育長の見解を伺いまして、この項目を終わります。

○野崎教育長 いじめ防止対策の推進でありますけれども、いじめ防止対策推進法において、地方公共団体、学校の設置者及び学校に課された責務でありまして、全国全ての自治体において着実に取り組まなければならないものであります。本市の認知件数は非常に増えているということで、学校には大変苦勞をかけているなど思っておりますけれども、非常によく取り組んでくれてありがたいとも思っているところであります。

一方、いじめ問題の対処でありますけれども、学校が対応すべき課題というのは複雑かつ困難化しており、教職員の負担が増大しているところであります。それに伴いまして教職員が児童生徒一人一人に寄り添う時間を十分に確保できない状況が生じているところでありますけれども、こうした課題は全国共通のものでありまして、本市において昨年度から取組を進めている学校教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」を通じて学校の負担軽減を図っていくということが重要であるというふうに考えているところであります。

令和7年度は、継続配置となる教育委員会のいじめ対策コーディネーター、市長部局のいじめ対策支援員や弁護士、心理士といった専門職に加えまして、中学校2校の校内教育支援センターの支援員と兼務となる（仮称）いじめ対策監や市長部局のいじめ対策アドバイザー及び青少年育成支援員を新たに配置することで学校や児童生徒への支援の充実と教職員の負担軽減に取り組んでまいりたいと思っております。

また、こうした人員体制の強化だけではなくて、情報モラル教育や包括的な性教育の取組などによる未然防止教育のさらなる推進や、児童生徒、保護者をはじめ、広く市民を対象とした広報啓発活動の充実にも取り組むことでいじめが生まれにくい環境づくりや児童生徒の生命と尊厳を守り安心、安全な環境で過ごすことができる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、これで私からの質問を全て終わります。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○**小林委員** 本日もよろしく願いいたします。

前半に引き続き、理事者の皆様をお願いいたします。

取組等を遡ってお聞きする際には、元号ではなく、西暦でのお答えをお願いしたいと思います。事前に伝え忘れていた部局もあったなと今思い出したので、今のうちに頭の中で変換しておいていただけると幸いです。

分量が重たくないものから進めていきたいと思います。

まず、中央図書館のW i - F i 設置について伺いたいと思います。

今回、中央図書館のW i - F i 設置についての予算が計上されてきたかなと思うのですが、これは個人的に質問や質疑を通して設置のお願いを1年ぐらいしてきたかなと思いますし、会派としても要望を出してきたので、設置の予算がついたことを大変うれしく思っております。ありがとうございます。

さて、設置についていろいろ確認させていただきたいと思います。

まずは、W i - F i の導入に係る予算総額と設置コスト、ランニングコスト、財源について伺います。

○**登野社会教育部次長** 今年10月更新の図書館情報システム賃貸借5年の長期継続契約の一部として中央図書館フリーW i - F i 賃貸借が計上されており、W i - F i の機器等の賃貸借料として月額3万9千281円、通信料として月額1万1千770円であり、5年総額で306万3千60円としており、いずれも全額一般財源でございます。

○**小林委員** 今の答弁だと、導入に係る一時的なコストはないということで、月額約5万1千円、1年当たり約61万円かかるということでした。

導入は中央図書館の中でも一部の部屋にとどまっていると思いますが、全館ではなく、一部導入となった理由は何でしょうか。また、全館だった場合の導入費用は幾らになる見込みだったのか、伺いたいと思います。

○**登野社会教育部次長** 中央図書館全館に導入する場合、W i - F i の機器等の賃貸借料として月額6万6千500円、通信料と合わせまして5年総額で469万6千200円の見込みとなっております。

一部への導入となりました経緯につきましては経費が最大の要因ではございますが、読書環境の充実という観点から、書棚が大半を占める場所ではなく、落ち着いて読書をする利用者の多い読書室としたところでございます。

○**小林委員** 経費という点でいえば、全館設置の場合は1年当たり94万円ぐらいかかるということなので、年間でいうと33万円程度の差額ではありますが、そこが最大の要因であるということでした。ただ、図書館の目的や利用者層も併せて考慮した結果、読書室になったということですね。

では、設置予定の読書室の定員や利用層、ふだんの様子などについて教えていただけますか。

○**登野社会教育部次長** 設置を予定している読書室は中央図書館2階にあり、4人掛けの椅子とテーブルを21組、合計84席が収容できる部屋で、利用層としては、幅広い年齢層の方のほか、学生やビジネスマンが多く見られ、図書館の本を用いた調べ物や読書、学習する場所として利用していただいております。

○**小林委員** 幅広い層がふだんから利用されているということでした。全部で84席ということで

すが、設置予定の設備は何人ぐらいが同時接続できるものとなっているのでしょうか、お示ください。

○登野社会教育部次長 設置を予定している機器は、読書室の収容人数分の同時接続が可能となるように想定しております。

○小林委員 仮に84席全てが埋まって、その人たち全員がWi-Fiを利用したとしても通信速度などには影響がないぐらいの設備になると思っていいのですね。

では、いつから設置が始まって利用できる予定なのか、伺いたいと思います。また、設置工事などで読書室が利用できなくなる期間があれば、併せてお答えください。

○登野社会教育部次長 先ほど答弁申し上げた図書館情報システムの更新と合わせているため、閉館日1日で設置工事を終え、今年10月からの開始を予定しております。

○小林委員 閉館日1日で設置工事を終えるということで通常の開館日には影響はない、また、10月からの利用を予定しているということです。

先日、設置予定の読書室を見に行ってきました。冬まつりの帰りに寄ったので、平日だったのですが、10名から15名ぐらいの利用者がいたんじゃないかなと記憶しております。常時、読書や学習などに使われているという意味ではその部屋に設置されるのはよかったのかなとは思いますが、同時に非常に入りにくいなというふうにも感じたんですね。どんな部屋なのかなと中に入ってみようと思っていたのですが、なかなか入りづらいなと思って入らなかったのです。それは何でかなと考えたのですが、やはり雰囲気なのかなと思います。先ほどの高花委員の質疑でも何度も出てきたのではあるのですが、私も雰囲気というのがとっても重要だと感じているところでは。

部屋のつくりとしては全て同じ方向を向いた椅子がざっと並んでいる感じだったと思うんですよね。そして、同じ方向を向いた椅子ということでとても静かでした。これを静かでいいなと好ましく思う人もいれば、静か過ぎて緊張してしまうとか、いつらいとか、ちょっと音があったほうが落ち着くとかという方もいると思うのです。私も実際、静か過ぎると、おなかがなったりしたら恥ずかしいと思ってしまい、なかなか使いにくいと思ってしまいます。

また、例えば、中高大学生が学校の宿題やグループ課題を図書館でやろうと思うことがあるかもしれません。本がたくさんあって、インターネット環境もあって、無料で長時間いられていいなと思うんですね。ただ、そんなとき、机を動かして向き合ったり、この課題はどうするといった会話ができるような場所が図書館にあってほしいなと思ってしまうところです。

これは図書館の目的や場づくりの話にはなってしまうのですが、それぞれのニーズに応じて、いろんな場が選択できるようになるといいのになと思うところです。

今後も設置箇所を増やしていったら、そういったいろんな種類の場ができるといいなと思うのですが、今後増やしていくことを考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○登野社会教育部次長 今後の利用状況や要望、他の社会教育施設の設置状況を踏まえながら、設置場所の拡大を検討してまいりたいと考えております。

○小林委員 まだ設置が始まる前ですし、財政的に厳しいというのは重々承知しておりますが、より利用者に寄り添った図書館づくりをお願いしたいと思います。もちろん、利用者に寄り添うというのはインターネット環境の拡大のみではありませんし、ふだんから図書館の皆様が寄り添って頑

張ってくださっているのも重々分かっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、利用者に寄り添ったという意味では、設置予定のW i - F i のパスワードなんかも利用者が使いやすいようにしていただきたいなと思います。今、市役所でもW i - F i が使えるようにはなっているのですが、そのパスワードが英数字の入り交じったすごいランダムな文字列となっていて、入力が非常に面倒だなと感じていたところでした。

自宅のW i - F i ならパスワードを特定されにくくする必要はあるのですが、公共施設のものを難しくするのは利用ハードルを上げてしまうだけで、メリットがないんじゃないかなというふうにも思いますので、旭川市や図書館、あるいは、図書館のマスコットであるブラリーにちなんだパスワードなどにさせていただいて、ぜひ市民が使いやすい環境づくりに努めていただきたいと申し上げて、この項目についての質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、学校保健活動費について伺いたいと思います。

学校保健活動費のうち、生理用品に関するものについて伺っていきます。

まず、生理用品購入のための予算額についてお示ください。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品につきましては、以前、保健室で受渡しを行っていたところですが、経済的理由で十分に用意できない場合はもとより、急遽必要になった場合も含めて、全ての児童生徒が心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として、2023年度より学校のトイレに配備することにしたところです。

2025年度においては、学校保健活動費のうち、生理用品購入分として、小学校で127万1千円、中学校で145万円を計上しております。

○小林委員 全ての児童生徒が心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として学校のトイレに生理用品を設置しているということです。小中学校を合わせて約272万円の予算額となっております。

では、予算額の積算根拠と購入予定費について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品につきましては、本年4月の小学校4年生から中学校3年生までの女子児童生徒6千393人において、長期休業期間を除く10か月間に1人1か月当たり2個の使用を想定し、今年度と同様に20個入り1パックを基に積算しております。

○小林委員 相変わらず積算根拠は1人1か月2個ということで、そこは残念なところです。

今年度も同じ積算で生理用品購入の予算を計上していたと思うのですが、予算額と執行状況について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 今年度の生理用品購入に関わる予算額については、小学校で139万7千円、中学校で138万7千円となっております。

執行状況についてですが、2023年5月に市立小中学校に対して約13万5千個の生理用品の寄附をいただき、今年度もこの寄附をいただいた生理用品で賄われているため、予算執行の実績はありません。

○小林委員 1人1か月2個でも少ないなと思うんですね。女性の皆さんだったら、えっ、2個と思うぐらいの量だと思うのです。でも、そのつもりで寄附された生理用品がまだなくなっていないということで、これは本当に驚きだなと思っています。

これまでの生理用品の利用状況についてお示ください。

○**紺野学校教育部学校保健課主幹** 使用状況の推移についてでございますが、2023年5月に約13万5千個の生理用品の寄附を受けたことから、予算での購入ではなく、寄附をいただいたものを各学校に配付し、同年6月以降、準備の整った学校から順次配備し、2024年2月までに全ての小中学校で配備を完了したところです。

2024年2月末現在の使用状況については、小学校で6万3千240個の配備に対し、1万1千643個の使用、率にして18.4%、中学校では、7万1千840個の配備に対し、1万7千853個の使用、率にして24.9%、合計では、2万9千496個の使用、21.8%の利用率となっております。

直近の調査であります2024年12月末現在の使用状況については、小学校で2万7千850個の使用、率にして44%、中学校では、4万5千98個の使用、率にして62.8%、小中学校合計で7万2千948個の使用、54%の使用率となっております。

なお、2024年5月末、7月末及び10月末現在でも使用量等の確認を行ってきましたが、5月末から7月末までの1か月当たりの小中学校を合わせた使用数が約3千600個、7月末から10月末までの1か月当たりの使用量が約5千100個、10月末から12月末までの1か月当たりの使用数が約5千500個と、1か月当たりの使用数は、少しずつではありますが、増えてきている状況です。

○**小林委員** 2023年5月に寄附された約13万5千個の生理用品の使用率、利用率が2024年の12月末時点で54%ということでした。2023年6月から順次の配備ということでしたので、完全に丸2年という話ではないのですが、2か年度というか、年度を2つ使ってようやく半分を超えた利用になるという計算になります。

また、1か月当たりの使用数は伸びてきている、増えてきていますよということだったのですが、事前にいただいた数字を基に独自に計算してみました。すると、確かに中学校は伸びているのですが、小学校は横ばいだなという印象でした。設置してすぐはなかなか利用が伸びていないけども、生理用品の設置について児童に浸透していけば伸びていくだろうという、以前の答弁でもそういったある意味楽観的な見通しだったかなというふうに思います。しかし、現実には伸び悩んでいるようにも感じるようです。

これについての受け止めをお聞きしたいと思います。

○**紺野学校教育部学校保健課主幹** 1人月2個の使用量の積算については、全校配備前に先行してトイレに生理用品を配備していた中学校の実績を参考としたところであります。

小学校では4年生以上を対象としているものの、まだ必要としない児童が一定数いること、また、小学校、中学校ともに持参したものを使用していることから、使用率の伸び率は微増となっておりますが、全校配備して以降は、各学校での配置の工夫もあり、着実に児童生徒に浸透していると受け止めております。

○**小林委員** 着実に浸透していると思うということですが、であれば、もっと利用が増えていてもよいのではと感じるようです。

以前の質疑では周知の仕方や設置方法によって児童が使いにくくなってしまうということも考えられるのではないかという趣旨で質疑をさせていただきましたが、使用が伸びないことについて何か要因がないのかを改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。

設置方法については各学校の判断だったかと思いますが、実際はどのように設置されているのでしょうか。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 生理用品の配置については、トイレ内の共用部分や個室などとし、また、用品はプラスチックの箱や布袋に収容するなど、トイレの形態なども踏まえ、児童生徒が利用しやすいよう、各学校において工夫をしながら行っているものと考えております。

○小林委員 トイレ内の共用部に置くのか、個室に置くのか、箱に入れるのか、袋に入れるのか、スペースが限られている中、各学校が工夫して設置しているということです。

共用部だと、特に小学校中学年ぐらいの子が取りにくいのかなというふうに思ったりします。子どもによっては月経が始まったことに恥ずかしさや嫌悪感を持つ子もいますし、周りに知られたくないということもあると思います。また、そういった意味では、生理用品の外装のテープをはがす音であったり、外装のかさかさする音や取り替えの音が気になるということがあるようです。

私も確かに高校生くらいまではすごく気になっていて、トイレで生理用品を替えるときに音が鳴ることによって、個室ですけど、周りにいる友達に私が生理になっていることがばれちゃうんじゃないかなとか思うと何だか不安といいますか、ちょっと恥ずかしいと思ったことがありました。そのため、かさかさ音が小さい、ビニールのものじゃなく、不織布の外装の生理用品をわざわざ選んで使っていたなと思い出します。

共用部にある、個室にあるけど、箱の開封音が気になる、生理用品のかさかさ音が気になるなど、いろいろな使用阻害要因というのがあるんじゃないかなと私は思っております。また、生理用品も、包装から厚みからサイズから素材から、羽根があるとかないとか、本当にたくさんの種類があります。合わなくても使えるなら何でもいいじゃないかと思っている方もいらっしゃるようですが、合わない生理用品を使うことで肌がかぶれるとか、経血が漏れて服が汚れるとか、歩くときに違和感があるとか、そういったことで安心して学校生活を送れなくなるということもあると思います。設置してある生理用品が自分に合わなければ使わずに、多少無理してでも持参することを選ぶということもあり得るかと思います。しかし、生理の貧困対策としてはそれでは本末転倒なんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、設置されている生理用品の規格について伺いたいと思います。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 現在使用している生理用品については、多い昼用で大きさ22.5センチの羽根つきタイプとなっております。

○小林委員 多い日の昼用で22.5センチ、羽根のあるタイプということでした。具体的な商品名が言えないようで、事前にどんなものかを確認させてもらったのですが、厚みのあるタイプだなと思いましたところ、何というか、大きいなというふうにも思いました。大人でも経血量や自分の体や好みに合わせてたくさんの種類から選びます。生理用品、ナプキンの大きさも17センチくらいから36センチくらいのものでありますし、おむつタイプもあるぐらいで様々です。

小学校4年生女子の平均身長は134センチ、中学校3年生女子の平均身長は157センチと、そもそも身長が20センチほど違って、当然、体のサイズも違うのに、全ての年代で1種類というのは使いにくいんじゃないかなというふうに思います。

男性の皆さんは分からないとおっしゃるのですが、例えば、今、皆さんはスーツを着ていらっ

しゃいますよね。簡単に言うとS、M、Lのサイズがあると思いますが、市で皆さんのワイシャツを用意します、でも、Mサイズのみにしますと出されたとして、それは使えますかという話だと思うんですよね。ぎりぎりで入ったとしても、何か肩幅が窮屈で、肩が凝るなどか、腕を振ったときにびりっとしてしまわないかが心配で動きが小さくなるとか、そういうことがあり得ると思うのです。ですから、やっぱり、体のサイズに合わせ、自分の着心地のよさや過ごしやすさを考えて選んでいると思うのですが、それは生理用品も同じだと思っているんですよね。

今使用されているのは寄附されているものなので、正直、あまり強く言えない部分もあるのですが、今後、これについては改善していくべきなんじゃないかなと思っています。

寄附ではなく、今後、予算執行によって生理用品を用意する場合、誰がどのように用意することになるのでしょうか。北海道教育委員会では、各学校に予算を割り振って、学校が生理用品を購入することにしているそうですが、本市ではどのようにするのか、お示してください。

○紺野学校教育部学校保健課主幹 予算の執行により事業を進める場合には、道立高校と同様に、各学校に予算を配分し、各学校で購入する種類などを決め、配備してもらうことを予定しております。

○小林委員 各学校に予算配分し、学校判断で用意するものを決めてよいということですね。もし学校判断で何種類かを用意しますということになれば、それはそれでよいということですね。

予算の積算では1人2個ということになっていたのですが、実際、学校判断で用意する生理用品が1人2個、対象児童生徒数掛ける2個でないといけないなど、そういった制約があるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 各学校に対しては予算を配分いたしますので、購入個数に制限等は設けず、配当した予算内で各学校に合った種類、数量を購入してもらうことを予定してございます。

○小林委員 予算内で種類や数量を自由に決めていいということですね。であれば、小学校か中学校かによってサイズを変えたり、児童のニーズによって、小さいものと大きいものとしたり、羽根があるものとなないものとしたり、何種類かを用意することが可能だということですね。

ただ、生理用品には本当にたくさんの種類がありますから、その中から選ぶのは結構手間だろうなと思うところです。学校教員の皆さんがお忙しいというのはどこでも指摘されているところですし、各学校の判断とすると、結果的にこれまで用意していたものと同じものを1種類用意すると落ち着いてしまうことも考えられるかなと思います。しかし、先ほどからお伝えしているように、生理用品を何種類か用意して選べるようにすることはとても重要であります。

そこで、教員の皆さんの手間はもしかしたら増えてしまうかもしれないのですが、学校に対して児童の身体やニーズに合わせた対応をしてもらえよう通知を出していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 予算配分の際、各学校の状況に合わせて複数の種類の生理用品を準備するなど、児童生徒がより安心して学校生活を送ることができるよう、各学校に対して通知をまいります。

○小林委員 通知を出していただけるとのことで大変ありがたく思います。ぜひ、児童生徒たちが安心して学校生活を送れるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、改めて、生理の貧困に対する考えも踏まえて、使用率向上に向けてのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○坂本学校教育部長 生理の貧困については国の女性活躍男女共同参画の重点方針2021においても女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と示されております。

生理用品は生活になくてはならないものであり、経済的理由で購入できない場合はもとより、急遽必要となった場合も含めて、児童生徒の心身に大きな影響を与えるものであると捉え、対応すべきものと考えております。

体調や体格などにより必要となる生理用品の種類も異なると思われますので、どのような種類の物がどれだけ必要とされているのか、きちっと把握した上で、配置場所の工夫と併せて児童生徒の利便性向上に取り組んでまいります。

○小林委員 ぜひ利便性向上に取り組んでいただきたいと思います。

1種類しか置いてない状態ではどういうものが児童にとって使われやすいものかという実態を把握することが難しくなってしまうと思いますので、まずは何種類か置いてみて、どれが多く利用されているのかを見極めていただくなど、児童生徒に寄り添っていただけるといいのかなと思っております。

以上で、この項目については終わりたいと思います。

続きまして、子どもの未来応援費について伺いたいと思います。

ちょっと大きくなってしまおうのですが、居場所づくりについて聞きたいなということです。

まず、子どもの未来応援費のうち、子どもの居場所づくり支援事業の事業概要と予算額についてお示ください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 子どもの未来応援費につきましては、全ての子どもたちが安心し、希望を持って成長することができるよう、子どもの居場所づくり活動に対する補助や支援講座を実施するほか、児童養護施設等の子どもに対し、大学等への進学や就職に係る支度金の支給を行うものであり、予算額308万円を計上するほか、令和7年第1回臨時会で議決いただきました補正予算のうち、当該事業の食料費等の補助に係る117万円を繰越明許として計上しております。

○小林委員 令和7年第1回臨時会ということは2025年の第1回臨時会ということですね。

子どもの居場所づくり活動に対する補助や支援を行っているということだったのですが、具体的な支援内容についてお示ください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 先ほど申し上げました子どもの居場所づくり活動に対する補助といたしましては、居場所づくり活動を行う団体等に対し、活動に伴う会場使用料、保険料、ボランティアへの謝礼金、学習教材費を実施回数に応じた上限額の中で補助しており、来年度は、物価高騰対策として飲食物を提供する場合における食料費及び食品衛生責任者養成講習の受講費用を補助対象に加えることとしております。

また、支援講座として、活動に興味を持たれている方や活動されている方を対象に居場所づくり活動に資する内容の講座を開催しております。

○小林委員 子どもの居場所に対する補助として、2025年度から、新年度から食材費も対象に加えるということでした。

2024年第1回定例会の予算質疑の中で食材費を補助対象にすることについて検討してほしい

と私が伝えていたかなと思いますので、食材費が補助対象になったのは大変うれしく思っております。ありがとうございます。

さて、十分ではないにしろ、市の居場所づくりやそのための支援策が少しずつ充実してきた印象を持っています。しかし、やはり私が気になっているのは支援のはざまに落ちやすい若者世代のことです。

以前、若者支援について一般質問をしたことがあったのですが、そのとき、総合政策部と子育て支援部のどちらで答弁をするかということではなかなか話がまとまらなかったなというのを覚えています。結果として、子育て支援部に対応していただいたのですが、当時の答弁は若者に対してあまり優しくないな、ちょっと冷たいんじゃないかなというふうに感じるものでした。

児童でもなく、完全に自立できるほど成熟しているわけでもない、場合によっては子ども扱いされて、場合によっては大人扱いされて、複合的な困難を抱えてもどこに相談したらいいのか分からない若者への支援というのが必要だと考えております。

今回、代表質問で我が会派の塩尻議員が若者の居場所づくりについて質問しました。若者の支援を進めていくべきではないかという問いに対して、市長からは、子育て支援部を中心に相談体制や人とのつながりを保つことができる居場所づくりなど、若者世代にも切れ目なく支援が届けられる体制づくりを検討していくという答弁があったかと思います。そのため、ちょっと気は早いのですが、少しお聞きしていきたいなと思っております。

以前、一般質問したときには若者に特化した支援の必要性はあまり感じてはいらっしゃらなかったかなというふうに思うのですが、今回、このような答弁があり、何か市として思うところがあったのかなとも思いました。

市として若者の状況についてどのような課題認識を持っているのか、お聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 2023年12月に閣議決定されましたこども大綱では、こどもまんなか社会の考えが示されておりまして、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すとして、その対象が子どもだけでなく、若者でもあることが明確に示されました。

現在、策定中であります旭川市こども計画においても、こども大綱の趣旨を踏まえながら、ライフステージに応じて社会全体で切れ目ない支援を行うことを定めており、思春期から青年期にかけた取組の在り方についても示しているところでございます。

また、近年は、ひきこもりやいわゆるニートなど、若者世代における問題も社会的に注目されており、本市においても不登校数の増加や非行行為などの問題も見聞きするところでありますことから、このような若者に多く見られる課題についてしっかりと目を向けていく必要があると認識してございます。

○小林委員 若者に関する様々な課題を認識しており、目を向けていく必要があると思っている、国に合わせ、市としても取組を進めようとしていっているということですね。

ただ、一般質問でも指摘したのですが、子どもと若者を混ぜてしまうことで若者の存在が見えなくなってしまうのではないかなという懸念もあります。若者といったとき、中高生を想像する方もいれば、大学生ぐらいまでを想像する方もいるでしょうし、30歳ぐらいまでを想像する方もいて、様々だと思います。今の答弁の中でも、ひきこもり、ニート、不登校といった言葉が出てきました

が、どれぐらいの年齢を想定してお話しいただいているのかなと疑問に思うところです。

もちろん、全て地続きでありますし、広く包摂していたほうがよいこともあるとは思いますが、これまではそれゆえに見えなくされてきたという部分でもあると思っております。

ここで言う若者とはどれぐらいの年齢の方を想定しているのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 2021年4月に国が策定した子供・若者育成支援推進大綱は、こども大綱の一つの要素となっておりますが、この推進大綱において若者は思春期、青年期の者とされており、おおむね18歳から30歳未満まで、施策によってはポスト青年期の40歳未満の者も対象とするとされております。

支援が必要な若者の範囲は施策によって異なると考えますが、例えば、居場所という観点で考えますと、現状におきましては、子ども食堂や学習支援など、比較的低い年齢層を対象とした場所が見受けられますが、中高生年代から30代ぐらいの年齢層を対象とした居場所はあまり多くないものと考えておりますことから、それらの年代を想定した居場所について考えていくことが必要と捉えております。

○小林委員 居場所という観点で考えると、中高生年代から30代ぐらいの年齢層を想定しているということでした。私も含めていただいて、居場所に入れるのかなと思うと、今から楽しみだなと思います。私もこの世代への支援が抜けているという認識でありますので、もし中高生から30代ぐらいまでを包摂できるような居場所づくりが始まるというか、まちづくりにつながるのであれば、本当にありがたいことだなと思っております。

一方で、居場所という言葉にはそれぞれのイメージがあるかと思います。私もいろいろなところでいろいろな方と話していて、居場所についての共通認識がないため、話がなかなか合わないということが度々あります。

そこで、居場所づくりについて考えるに当たって、居場所というのはどのようなものを想定しているのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 子どもや若者の居場所に関しては明確な定義はなく、国の指針においては、子どもや若者本人がそこを居場所と感ずるかどうかによるとされており、そこに足を運んだ方が心穏やかに安心して過ごしていただくことができる空間であることが望ましいと考えます。

他都市でも、若者の活動拠点であったり、相談の場といった機能を持った施設も見受けられますが、例えば、学生や会社員が放課後や仕事帰りに少しの間立ち寄って思い思いの時間を過ごしたり、趣味やサークルで集まって活動したり、不登校やひきこもり、ニートなど、困難を抱えた若者が悩みを相談できる場であったりと、その機能にもよりますが、様々な方が利用できる場所と考えてございます。

○小林委員 学生や会社員がふらっと立ち寄って、文字どおり、ただいるということができる、時には集まって活動したり相談したりできる場所と考えているということでした。

用がなくてもいることができる場所というのは本当に貴重だと思いますし、そうした日々の中で信頼できる場や人ができて、困り事が起きたときに頼ろうと思えるようになるのだと思います。ぜひ、そういった支援に取り組んでいただきたいと心から思いますし、今後に期待したいと思っています。

若者支援を検討していくということでしたので、この項目の最後として具体的に新年度の取組予定について伺いたいと思います。

○向井子育て支援部長 新年度からの若者の居場所づくりについての御質問でございます。

若者に対する施策ということで、これまでは、例えば、北彩都子ども活動センターＡＳＯＢＩ～ＢＡなどの活動場所の確保や異年代の交流などのイベントの実施などを行ってきており、また、他部局においても若者を対象とした事業というのが行われてきておりますけれども、若者の抱える課題やニーズが多様化、複雑化してきている中で、居場所づくりとなりますと十分に対応できているとは言えない部分もあったものというふうには認識をしております。

そうした中、先ほど課長も御答弁をさせていただいておりますが、国の子育て政策が大きく転換をして、こどもまんなか社会の実現を目指すこども大綱が閣議決定され、それに伴い、子どもの居場所づくりに関する指針が策定されるなど、子どもや若者の居場所づくりが推進されるようになったところであり、本市といたしましても、現在、策定作業を進めておりますこども計画に基づき、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

ただ、これまでの質疑にもありましたように、若者の居場所と一言で申し上げましても、年齢はどうか、どの範囲でどういう人を対象とするのか、居場所としての機能はどうかなど、検討すべき事項は少なくないものと考えておりますので、まずは、求められるニーズのほか、民間でも様々活動されておりますので、どのような活動がされているのか、また、他都市の実情はどうなっているかなどを調査し、本市においてどのような形態の居場所が必要とされるかを把握していくことで本市の実態に合った居場所づくりについての検討や取組につなげていきたいと考えております。

○小林委員 まだ取組の検討を行うという段階なので、新年度は、まず、市内で活動されている民間団体の調査だったりとか、他自治体の取組、若者のニーズなどの把握をしていきたいということだったかなと思います。

ただでさえ現時点で支援やコミュニティーにつながれていないのが若者でありますから、ニーズの把握というのは難しい面もあるのかなとは思いますが。しかし、できれば、若者のことを知っていそうだなという大人からではなく、ふだんから若者としっかり関わっている方であったりとか、事業を進めるのであれば、ぜひ若者本人の直接の声を聞いて進めていっていただきたいなと思うところです。

これで、この項目は以上となります。ありがとうございました。

まだ１つ項目が残っているのですが、ちょっと長くなりそうなので、３時の休憩を挟んでからさせていただきますと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後２時５２分

再開 午後３時２５分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員 最後の１項目になりますが、よろしくお願いいたします。

放課後の児童の居場所づくり事業について伺いたいと思います。

まず、この事業の予算と概要についてお聞かせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後の児童の居場所づくり事業につきましては、保護者の就労状況等にかかわらず、全ての児童を対象とした多様な居場所としての放課後子供教室を設置し、児童が安全で安心して過ごせる居場所の提供に加え、様々な大人との関わりや、スポーツ・文化活動等の体験を通じて子どもの社会性や創造性を育む環境づくりを推進するもので、放課後子供教室3か所の運営に要する経費として、2025年度は484万2千円を計上しております。

○小林委員 放課後の児童の居場所づくり事業は放課後子供教室の運営に係るものだったということでした。

私は、子どもの居場所というか、放課後の子どもの居場所というのに全然詳しくないのですが、放課後の子どもの居場所といたら放課後児童クラブとかもあったというふうに思うのですが、放課後児童クラブと放課後子供教室というのは何が違うのでしょうか。それぞれの事業目的と概要、併せて財源と補助金額についてもお示しください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が就労等によって、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とし、本市が設置しているものにつきましては、日曜日や年末年始等を除き開設しており、利用に当たっては旭川市放課後児童クラブの運営に関する条例に基づき入会児童保護者から運営負担金を徴収しております。

一方、放課後子供教室は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子どもに居場所を提供することを主な目的とし、様々な大人との関わりやスポーツ等を通じた体験活動を重視した取組となっており、その運営に当たっては、保護者や地域住民等で構成する運営委員会へ委託し、参加費として保険料相当額等を運営委員会ごとにそれぞれの活動内容に応じて徴収しております。

財源と補助金額につきましては、放課後児童クラブは、国、道、市がそれぞれ3分の1の負担割合となっているほか、利用者からの運営負担金により運営しております。

2023年度決算での財源内訳で申し上げますと、国庫支出金及び道支出金がそれぞれ2億543万円、一般財源が1億8千878万6千円、運営負担金が1億127万1千円となっております。

一方、放課後子供教室は全額が一般財源であり、旭川市子ども基金から全額を繰り入れております。

○小林委員 放課後児童クラブは、保護者が就労などで家にいない児童の預かりといった感じなんではないか。開所日も、日曜日と年末年始以外、毎日開いていて、利用に当たっては保護者負担があるということです。一方、放課後子供教室は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての児童が利用でき、居場所や学びの場を提供しているという感じで、教育の側面が強いのかなと。

実際、厚生労働省と文部科学省で所管も違うと調べて分かったのですが、それで、放課後子供教室は、事前に調べたところ、場所によって異なるというふうな情報も出てきました。保護者負担は保険料相当額程度ということですか。

追加で伺いたいのですが、放課後児童クラブの運営負担金と放課後子供教室の参加費となる保険料相当額というのはそれぞれ幾らぐらいなのか、お示しください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブの運営負担金については月額4千円となっ

ておりまして、一方で、放課後子供教室の保険料相当額ということで言いますと、1年を通して500円となっているところでございます。

○小林委員 突然にもかかわらず、ありがとうございます。

放課後児童クラブのほうは月額4千円、放課後子供教室のほうは年額500円ぐらいということでした。

その前の答弁で事業の組立てや目的が異なるということは理解しましたが、実際に児童の過ごし方には違いがあるのでしょうか。ある場合、どのような違いなのか、お示してください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、子どもたちが安心して過ごせる生活の場として、クラブごとに一定の時間割に沿って活動を行っております。

例えば、16時頃におやつの時間を設けた後、17時頃には自由遊びを行うなど、日々のスケジュールが決まっております。また、誕生日会や季節ごとの製作活動、ICTを活用したオンラインプログラムを実施するなど、子どもたちが楽しく過ごせる工夫がされております。

一方、放課後子供教室につきましては、全ての児童が参加できる学習、体験活動の場として運営されており、主に宿題の支援や読書活動、鬼ごっこやスポーツなどが実施されております。

両事業につきましては、それぞれ目的に沿った特徴はありますが、放課後の居場所として、一定程度、過ごし方に共通する部分もあると認識しているところでございます。

○小林委員 過ごし方に関しては一定程度共通する部分があるということでした。私も双方の違いというのがいまいち分からないんですね。明文化してはいなかったとしても、鬼ごっこや児童の宿題のサポートなんかは放課後児童クラブでもやることはあるんじゃないかなと思いますし、逆に、自由遊びや簡単な時間割なんかでスケジュールが決まっているというのは放課後子供教室もそうなんじゃないかなと。放課後子供教室のチラシを見ていても、5月のスポーツプログラム、みんなで遊ぼう（自由）とあり、これは自由遊びじゃないかと思うんですね。そういったことで全体の内容は似ているんじゃないかなというふうに思っているところです。

違いを知るためにも、まずは放課後子供教室ができた経緯とその目的について伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後子供教室につきましては、2019年度から、大町小学校、日章小学校、江丹別小学校の3校を対象として設置しております。

設置に至る背景としましては、放課後児童クラブの設置を求める声や保護者の就労形態の多様化などを踏まえ、放課後児童クラブが設置されていない小学校に市独自の放課後の居場所づくりを検討する中で、国の放課後子供教室を参考に事業構築を行い、2018年度の大町小学校でのモデル事業の実施などを経て、2019年度から事業化したものでございます。

なお、日章小学校及び江丹別小学校においては、地域住民等との意見交換における放課後児童クラブの設置を求める声や、小学生のみならず、中学生も含めた居場所づくりなどの意見を踏まえ、2019年度から本格的に実施しているところでございます。

○小林委員 放課後の子どもの居場所を求める声もあったということでしたが、放課後児童クラブ設置の要望があったにもかかわらず、放課後子供教室を設置したのはなぜでしょうか、伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後の居場所づくり事業の構築に当たりましては、保護者からの放課後児童クラブの設置を求める声もありましたが、保護者全体の要望には至らなかったこ

と、また、一定程度の利用予定児童数が確保できない場合、国、道の交付金が一般的なクラブより少なくなる財政的な課題などがあり、設置に至っていない中、放課後児童クラブの利用に当たっての条件である、就労を要しないなどの市独自の放課後の居場所づくりとして放課後子供教室を設置したところでございます。

○**小林委員** 保護者全体からの要望には至らなかった、要望が足りなかったということですかね。それと財政等の様々な課題や懸念があったため、放課後子供教室の設置に至ったということです。放課後子供教室のほうは財政負担は少ない、小規模校への設置が向いているといったことがあったのかなと思っています。

ただ、大町小と日章小については週2回の開所となっているんですよね。放課後児童クラブの設置を求めている保護者は週2回の開所で足りているのかなと疑問です。

保護者から回数増の要望などは来ているのか、伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 保護者から回数を増やすことについての要望はいただいておりますが、現行の運営体制の中では、財政面や人員面などの課題がありまして、回数を増やすことが難しい状況にありますことから、今後についても、事業の継続と適正な運営を図りながら、運用回数の見直しについても引き続き検討してまいります。

○**小林委員** 回数を増やすには財政と人員に課題があるということでした。ただ、そうすると、最初の保護者ニーズと事業が合っていないんじゃないかなというふうに感じるところです。そして、それぞれの活動内容や導入経緯を聞いていると、子供教室というのは児童クラブの代替なのかなというふうにも感じてしまうところです。ここが私の1つ目の問題意識ですね。

さて、これまでの答弁に、市独自の放課後の居場所づくりとしてとか、国の放課後子供教室を参考に事業構築を行ったとありました。確かに、国が進めている放課後子供教室というのがあるとは思いますが、これと本市の取組は違うのでしょうか。違う場合、どこが違うところなのか、お示しください。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 国が2007年度に策定した放課後子どもプランに基づく放課後子供教室は、幅広い地域住民の参画を得ながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指すものであり、地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動の一環として実施するものであります。

一方、本市が実施する放課後子供教室は、放課後児童クラブが設置されていない小学校において、放課後の児童の居場所について利用ニーズがあり、地域住民の参画を得られるものについて校区ごとに運営委員会を設置し、実施しているもので、その目的や実施体制などに違いがあるものと認識しております。

○**小林委員** 国のものとは違うということですね。

今も、答弁の中に、放課後子供教室は、放課後児童クラブが設置していない小学校で放課後の児童の居場所についてニーズがあったから設置したという話も出てきているので、どういう差別化というか、違いなのかなと思っています。ただ、国のものとは目的や実施体制が異なるということでした。

たしか、この事業開始時には国の補助金が出ていたというふうに記憶しております。ただ、今は全額一般財源ということでした。これは国の進めている放課後子供教室に合致しなかったから補助

がなくなったということなののでしょうか。なぜ全額一般財源となったのか、経緯について伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 本市が実施する放課後子供教室は、本格実施した2019年度においては国の補助を受けて運用を開始したところであります。しかしながら、次年度において国の基準では地域学校協働活動推進員の配置が要件とされており、本市では、この要件を満たすことが困難であったため、2年目以降は一般財源での運営になっております。

○小林委員 事業開始の翌年から地域学校協働活動推進員の配置要件ができた。その地域学校協働活動推進員は地域コーディネーターと言うらしいので、今後は地域コーディネーターで統一したいと思います。これを市が満たすことができなかったということです。そして、そのまま国の補助がなくなり、一般財源で事業を継続しているということでした。

では、地域コーディネーターというのは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、なぜ地域コーディネーターの配置に至らなかったのか、そして、今後配置する予定はあるのか、お聞きします。

○小島社会教育部社会教育課主幹 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターについてですが、こちらは子どもたちの学びや成長を支えるために地域と学校をつなぎ、地域と学校の連絡調整等を行うことが主な役割です。

地域学校協働活動推進員になるために特別な資格は必要ございませんが、社会教育法において、教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することができると位置づけられているところでございます。

地域学校協働活動につきましては、本市では2021年から取り組んでおり、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターの配置が欠かせないことから、社会教育部職員が当該コーディネーターとなり、中学校区を地域とするモデル地域を設定し、取組を進めております。

モデル地域は、2021年度に3地域、今年度からは、地域の方にもコーディネーターを担っていただくことができたため、新たに3地域を設定しており、コーディネーターが配置できた中学校区を、順次、モデル地域に設定し、将来的には全市での展開を目指したいと考えております。

○小林委員 地域コーディネーターの配置が欠かせない地域学校協働活動は、本市では2021年度から取り組み始めたということです。つまり、この配置要件ができた2020年にはまだ市としての取組が始まっていなかったため、地域コーディネーターの設置をして、国の事業というか、国からの補助を取り続けるということがその時点ではできなかったということなのだと思います。そして、社会教育部としては、将来的には全市的な取組とすべく、今進めている最中ということです。

ただ、2021年に取組を始めてから数年が経過しておりまして、その間、配置要件が満たせなかった放課後子供教室というのは市の独自事業としてよく分からない立ち位置に置かれ続けているように私は思っているのです。

子育て支援部としては地域コーディネーターを早期に設置して国の要件に合致させようとは思わなかったのでしょうか。また、今後、地域コーディネーターを設置する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 地域コーディネーターの設置につきましては、これまで地域学校協働活動において位置づけられているものと認識していることから、現在3校で実施している

放課後子供教室において独自に設置することはできないものと考えているところであります。

今後につきましては、地域コーディネーターの配置状況を注視するとともに、財源確保やより適正な運営の観点からも関係部局と協議しながら国の補助事業活用に向け、検討してまいります。

○小林委員 独自の設置はできないとしても、要件が合致しなくなって補助金が取れなくなってしまったという段階で社会教育部と調整や連携を進めていなかったのかなというふうに疑問に思うところです。

今後は補助事業活用に向けて検討していきますということだったのですが、これまではそうしなかったのかなと思うところです。独自事業として続けていた数年というのが地域学校協働活動の進展の待ち時間だったのか、それとも独自事業として続けていこうと思っていたのか、よく分からないなと思うところです。ここが2つ目の関心事です。

さて、先ほどの質疑の中で、放課後児童クラブと放課後子供教室はとても似ている事業だな、代替なのかなと思ったという話をしました。そこで、それぞれの運営体制、職員数やその配置基準、現状の指導体制について伺います。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 放課後児童クラブは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいて運営しており、保育士、社会福祉士、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭などの資格を有する者であって、一定の期間内に都道府県知事が主催する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を利用児童数が10人から49人の児童クラブには2人以上の配置、50人以上の児童クラブには3人以上の配置としております。

一方、放課後子供教室は、全ての子どもに居場所を提供することを主な趣旨として実施しており、1回当たり1名以上の職員を配置することとしておりますが、資格要件は設けておらず、ボランティアの配置も可能としております。

○小林委員 児童クラブは放課後児童支援員認定資格研修を修了している支援員を設置しており、保育士免許、社会福祉士の資格、教員免許などを有していないと受けられない研修ということなので、物すごくハードルが高いものなんですね。

そういった職員、支援員というものを50人未満で2人というか、最低2人という配置基準なのかなと思いますが、一方で、子供教室は資格要件がなく、1回当たり1人以上の配置ということですから。活動内容は似ているとは思いますが、運営体制は異なるようです。

それぞれの場の目的として、遊びや生活の場と学びや体験活動の場ということが挙がっていたような気がするのですが、スタッフの資格要件の有無などを考えても純粋に子供教室のほうが人員が必要そうだなというふうに感じるんですね。資格を有していない、遊びや生活、いわゆる見守りではなくて、何らかの学びや体験をさせるという意味でいうと、子供教室のほうが人員は必要そうじゃないかなというふうに思いますし、どうしてこんなに配置基準が違うのかな、少ないのかなというふうに思うところです。

続けて、子供教室の登録者数や1回当たりの参加者数について伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 2025年1月における放課後子供教室の登録児童数につきましては、日章小学校が22人、大町小学校が25人、江丹別小学校が7人となっております。

次に、参加状況についてですが、2024年4月から2025年1月までの期間における1回当たりの平均参加者数で申し上げますと、日章小学校が20人、大町小学校が22人、江丹別小学校

が6人となっております。

○**小林委員** 日章小学校、大町小学校は平均で20名以上の参加があるということでしたが、場合によっては、子どもに関する資格をお持ちでない方が1名で20名の児童を見るということも配置基準上あり得るのかなというふうに思うのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、最低1名以上でも可能として、資格要件がなくボランティアでもということになっております。

○**小林委員** 1人で20人の児童を見るということもあり得るということだとは思いますが、あまり現実的ではないと思いますし、児童にとっても安心、安全な場となっているのかなというのが心配だなと思います。

次に、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員の雇用状態、給与や報酬について伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 放課後児童クラブにつきましては、受託事業者が約380名の支援員を雇用しているのに対し、放課後子供教室につきましては、当該事業のための雇用はなく、受託事業者の職員とボランティアで運営しております。

給与等につきましては、放課後児童クラブにつきましては、週5日間、29時間勤務で、月額約15万円からの給与のほか、手当が支給されるのに対し、放課後子供教室は、委託先から謝金が支払われる形となっており、1時間当たりの金額で申しますと、日章小学校と大町小学校は、メインサポーターに対して1千200円、サブサポーターに対して400円、江丹別小学校は、メインサポーターに対して1千480円、サブサポーターに対して960円が支払われております。

○**小林委員** 放課後児童クラブでは受託事業者が職員を雇用しており、放課後子供教室は受託事業者の職員とボランティアで運営されており、給与ではなく、謝金の支払いとなっているということでした。また、その謝金も場所や役割によって1千480円から400円と大変幅があるということでした。

旭川市で時給1千480円と聞くと、すごい高いなと思うんですね。でも、一方は400円だと。この1千円以上の差というか、根拠は何なんだろうかというふうに思うんですね。

そこで、子供教室に関して、メインサポーターとサブサポーターの役割にはどのような違いがあるのでしょうか。また、その謝金についてはどのような根拠で決められたのか、伺います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** メインサポーター及びサブサポーターの時給についてですが、日章小、大町小のメインサポーター1千200円、また、江丹別のメインサポーター1千480円及びサブサポーター960円につきましては、本格実施した2019年度、文部科学省の補助金における補助基準単価を準用することを基本とし、人材確保の困難性など、地域の実情を踏まえて設定しているところであり、また、日章小、大町小のサブサポーターの400円につきましては、ボランティアスタッフとしての活動であることを考慮し、実費交通費往復分を基に設定しております。

次に、役割についてですが、メインサポーターは、プログラムの企画実施、スタッフの配置、参加児童の管理、施設設備の使用管理など、全体の運営を担う立場として配置しております。一方で、サブサポーターは、プログラムの実施補助や児童の安全確保等、主に補助的な役割を担う者として配置しているところでございます。

○**小林委員** 追加で伺いたいのですが、メインサポーターは、プログラムの企画、実施、スタッフ

の配置、児童の管理、施設設備の管理などを行っているということで、実際にプログラムの実施という、子どもに接することのない裏方のような業務もたくさん担っているのだなということが分かったのですが、この裏方の業務みたいなものを担っている時間にも時給1千480円とか1千200円の謝金が発生していると考えていいのか、これについて分かるようであれば伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 メインサポーターの謝金についてでございますけれども、実際に子どもが来ているといいますか、放課後子供教室が開かれている間の時間となります。

○小林委員 急にもかかわらず、ありがとうございます。

つまり、謝金が出ている時間というのは、メインサポーターはプログラムの実施を行っており、サブサポーターはプログラムの実施の補助、児童の安全確保といった補助的な役割を担っているということでした。

役割が異なっているのですが、謝金が支払われている時間でいうと、プログラムを実施するか、プログラムの実施の補助をするかで、そんなに大きな差があるわけじゃないのかもしれないとも思うところです。ただ、そこが謝金の差の根拠となっているということでした。

日章小学校と大町小学校のサブサポーターの話が出てきたと思うのですが、ボランティアなので、実費の交通費を基に謝金を算定しているということなのかなと思います。しかし、そのボランティアには教育大学の学生なども含まれるというふうにお聞きしました。

学生ボランティアをいろんな活動に使うというのはよくあることだと思うんですね。私も、大学生のとき、オープンキャンパスがあるから手伝ってとか、そのときは貧困世帯の子どもの学習支援をしていたのですが、交通費分ぐらいでやっていたりということがあったのですが、私はこれに結構複雑な感情を持っています。

というのも、大分前に大学に通っていた方とかは分かると思うのですが、今の大学生は昔と違って本当に忙しいよねと言っていたんですね。今の大学生は、昔と違って授業の出席率が卒業にダイレクトに影響しますし、授業料も高く、奨学金を借りている人も多いのです。

私が大学生のときにいろんな活動に駆り出されたのですが、苦学生でもあったので、その時間に働いていたほうが生活が潤うんだよなんていう気持ちになっていたことがあります。特に教育大学ということなので、授業や試験だけでなく、アルバイト、さらに、実習なんかもあるって忙しい中、ボランティアする時間があるなら休みたいとか、バイトして稼ぎたいと思う学生も多いんじゃないかなと思っています。

文科省の補助金における補助基準単価を準用しているということで、その根拠となる当時の実施要領を見てみたのですが、本市におけるメインサポーターに当てはまる協働活動支援員の1時間当たりの謝金上限は1千480円、サブサポーターに当てはまる協働活動サポーターの1時間当たりの謝金上限は740円となっていました。最新の実施要領では名称が変わっていたのですが、協働活動リーダーは1千480円、協働活動サポーターは930円が上限となっていました。もし同じ役割じゃなかったら指摘してください。

あくまで上限を決めているものなので、単価は各自治体で決めていいものではあるのですが、実施要領には注釈で協働活動サポーター等の謝金上限がその地域の最低賃金額を下回っている場合には最低賃金を上限として積算できるということや、実施市町村内地域であっても、公共交通機関等

の使用が必要な場所から支援を行う場合は旅費も補助対象になるということが示されておりました。この実施要領から、なぜメインサポーターを上限ぎりぎりまでの金額として、サブサポーターは最低賃金を大きく下回る交通費相当額に設定したのかに疑問が残るんですね。児童を見るというのは本当に大変なことですし、これをボランティアで大学生という貴重な大学時代の時間を使って、交通費を基に積算した1時間400円の謝金で対応してもらおうというのはいかなものかなというふうに私は個人的には思うところです。

謝金について、全体の増額や地域や役割における差の是正というのは考えていないのでしょうか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 メインサポーター及びサブサポーターの配置や謝金につきましては、これまで地域の状況や役割の違いを踏まえて設定しているところではありますが、謝金につきましては事業実施当初のままの金額となっており、昨今の人件費等の高騰の状況下において一定の課題があるものと考えております。

今後につきましては、地域間あるいはスタッフの役割に応じた適正な取扱いとなるよう検討してまいります。

○小林委員 課題とは認識している、適正な取扱いとなるように検討していくということでした。でも、その適正な取扱いというのはどういうことかなという疑問が残るところです。でも、大学生を安価な労働力として使わないように、彼女、彼らの時間を使っているわけなので、そこは検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

さて、これまでの質疑から、放課後子供教室では、スタッフ1名で20名の児童を見ることもあり得るということが分かり、児童の安全についても心配しています。また、児童の安全だけではなくて、働くスタッフの安全のためにも、事業の適正運営のためのサポートが必要であるというふうに私は考えております。

そこで、放課後児童クラブと放課後子供教室の適正運営のためにどのように市が関わっているのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後児童クラブにつきましては、各クラブの設置者として委託業務の適正な履行を確保するため、委託元としての監督責任に基づき、毎月の定例会議の開催や実績報告書の提出を求めており、半年に一度、全ての放課後児童クラブの代表支援員を招集した事務連絡会議を実施しております。また、こども育成課の担当職員が各クラブを不定期に巡回し、支援体制や環境、設備等を確認しているところでございます。

放課後子供教室につきましても、同様に委託業務の適正な履行のため、毎月の実績報告書の提出を受けているほか、担当職員による不定期の巡回や小学校の長期休業期間中における活動に対し、スタッフとして参加するなどにより、円滑な運営をサポートしているところでございます。

○小林委員 放課後児童クラブに関しては、実施報告書の提出、定例会議の開催、不定期の巡回、放課後子供教室については、実績報告書の提出、不定期の巡回という話だったのですが、放課後子供教室では定例会議等に行っていないのでしょうか、伺います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 放課後子供教室についてですが、運営委員会により運営を行っており、その運営委員会の中で運営会議を行っておりまして、その会議には市の職員も参加しているところでございます。

○**小林委員** それぞれ報告書の提出、会議の開催、不定期の巡回などを行っているということでした。確かに、報告書や定例会議のみでは実情が見えないということもあるでしょうから、実際に現場を見る不定期巡回もすごく重要だなというふうに思うところです。

では、子供教室において不定期巡回は年何回ほど行われているのでしょうか、伺いたいと思います。

○**熊谷子育て支援部こども育成課長** 担当職員による不定期の巡回の回数でございますが、2024年度につきましては4回実施しております。

2023年度以前につきましては不定期の巡回をすることとしていたところでございますが、コロナ禍等だったこともあり、書類のみの確認にとどまっていたところでございます。

○**小林委員** 今年度は4回の巡回を行ったが、それまでは行っていなかったということです。コロナ禍で開催回数なども減っていた時期もあるのだと思いますし、理解はしますが、市の事業としてつくっている子どもたちの居場所ですから、受託団体に丸投げにせずにしっかりと対応していただきたいなと思います。

これまでの質疑の中で、放課後の児童の居場所づくり事業について様々な課題が見えてきたかなと思います。

まず、導入経緯に放課後児童クラブ設置の要望があったこと、設置されている場所も放課後児童クラブ未設置校であること、そのため、そもそもの導入意図と市民ニーズ、あと、本来のといっているのか分からないのですけど、本来の放課後子供教室の役割が合致していないんじゃないかというところが課題だなと思っています。

次に、国の放課後子供教室の要件に合致しておらず、ずっと独自事業という形で継続している。それゆえに、私としては、放課後児童クラブとのすみ分け、事業の差別化がよりできなくなってしまっているんじゃないかというふうにも思います。

放課後児童クラブと放課後子供教室は、利用している保護者や児童にとっては似たようなサービスなんじゃないかなと思うんですね。ただ、一方には就労要件があって、在学している子ども全ての居場所とはならない上、利用の負担金が月4千円ほどかかると。もう一方は、就労要件がなく、在学している子ども全てが希望によって利用することができて、負担金がかからないということでした。

日章小、大町小には開催日数という制限があるんですね。週2回しか両方とも開催していないということで、週5日、預けたい親にとっては、放課後子供教室が放課後児童クラブの代わりにもしかたらなっていないかもしれないですけど、江丹別に関していえば、毎日開所しているんですね。開所時間も午後5時15分までと結構遅くまでやられています。ほかの自治体の放課後子供教室を見ていると、意外と1日1時間とか2時間しか開所していないところが結構多かったんですけど、その中でも、旭川の大町、日章に関していえば午後6時まで開いているということで、本当に遅くまでやっているのですね。

開催日数という制限はある、江丹別に関しては毎日開所している、過ごし方も似ているということで、これを学校間でのサービス格差だと感じる保護者もいるんじゃないかなというふうにも思うところです。一方は負担ゼロで条件もないのに、一方は負担があって条件がある。また、似たようなサービスであるのに職員の資格要件も配置基準も給与などの待遇も異なる。全て一般財源なので

すが、もしかしたら小規模校に放課後児童クラブを設置するよりも安価かもしれないし、最初のほうの答弁でそういうニュアンスのこともあったような気がするんですよね。安価かもしれないし、時間帯と謝金の低さによる人材の偏りが生じる可能性はありますが、資格要件がなくて、大学のボランティアサークルと協力して安価に、安価にと言っちゃいけません、大学のボランティアサークルと協力して学生に来てもらえば人材不足の課題というのも補えるかもしれないと思います。ただ、それは、児童や職員の安全を無視して、将来子どもに関わる仕事に就きたいと考えている大学生のやりがい搾取した結果ではないかと私は思います。

国の補助が出てくるような事業だった放課後子供教室から外れて5年目に入ろうとしているわけです。事業開始から1年後に要件が増えてしまって合致しなくなってしまったのには一定程度仕方ない部分もあると思うのですが、そこから要件を満たすというところもかならず、事業を整理したり見直したりもせず、運営も受託団体に丸投げというふうな印象があります。ちょっと怠慢なんじゃないかなと私は思うところです。

この事業にはニーズがあると思います。どんな形になるかは別として、今後も子どもたちの放課後の居場所があってほしいなと思いますし、子どもたちとそれに関わる大人たちにとっても安心、安全な場となってほしいと思っています。

これまでの指摘も踏まえて、子どもが安全に過ごせる放課後の居場所づくりについて、市としての認識を伺いたいと思います。時間はたっぷりあるので、ぜひたくさんお話ししていただければ幸いです。

○向井子育て支援部長 今まで様々な御指摘いただきました。全てにお答えできるかには不安なところはありますけれども、市として考える今後の放課後の居場所づくりについての考え方を述べさせていただきます。と思います。

放課後の居場所づくりにつきましては、子どもたちが安全、安心に過ごせる環境を確保するとともに、豊かな経験を積む場として重要であると認識をしております、本市では、放課後児童クラブや放課後子供教室それぞれの運営を通じて子どもたちが安心して過ごせる場の確保に努めているところでございます。放課後児童クラブでは支援員、放課後子供教室ではサポーターといった名称にはなっておりますけれども、良質なサービスの提供を維持していくためには、やはり職員の確保は大きな課題であると認識をしており、また、そういった場所は、職員やボランティアも含め、多くの大人に支えられているものと考えております。

また、現在、国が進めております放課後児童対策パッケージ2025というものがございまして、全ての子どもが放課後を安全、安心に過ごすための強化策のうち、多様な居場所づくりの推進として、先ほど来、就労要件、目的や設置の経緯が違っているというところはありますが、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運用できるようなものを目指しているのかなと思っております、校内交流型や連携型の推進を目標としているところでありますが、今の本市の状況でございますと、いずれの形態につきましても、財政状況の課題や人員の確保、また、学校や地域の連携体制の構築にも課題があるものと考えております。

今後につきましては、放課後児童クラブや放課後子供教室がまずはそれぞれの目的をしっかりと果たせるよう、管理運営面や人員の処遇面などの課題の改善に努めるとともに、安心して働ける職場環境整備も重要であると考えております。

また、いずれの事業につきましても、現在、委託により実施をしているということもございますので、適切に運営されているかなどを確認していくことも必要であると考えておりますし、確認だけではなく、必要に応じたサポートも継続をしていきたいと考えております。

今後とも、利用者のニーズについてもしっかりと把握していき、引き続き、子どもたちの放課後の安全、安心な居場所の確保について努めていきたいと考えております。

○**小林委員** 利用者のニーズの把握もしていただきたいですし、働いているスタッフの方々やボランティアの学生たちにもいろいろ聞いてもらって、適正運営もそうですし、待遇のことも考えていただいて、学生のやりがい搾取をされているようでは、教員になった後も同じようなことが続いていき、どうしても若者が希望を持てなくなるということにもつながるんじゃないかなと思っているんですよね。ですから、そこには部としてぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

運営状況の確認もそうで、運営されている事業者も何かに悩んでいるということがあるかもしれないですし、しっかりと確認し、サポートしていただきたいなと思います。

以上で、私の質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○**高橋紀博委員長** 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後４時１２分

再開 午後４時１４分

○**高橋紀博委員長** 再開いたします。

御質疑願います。

○**横山委員** それでは、残り４５分ぐらいありますので、全部はできないのですが、社会教育部の課題３点を先にやって、残りでどこまで学校教育に行けるかなという流れでいきたいと思います。すみませんが、月曜日にまたがることを覚悟して御答弁いただければと思います。

まず、アイヌ施策推進費、そして、それに関わるアイヌ施策推進地域計画の策定に関わることで大きく２つほど伺いたいと思います。

２０１９年にアイヌ施策推進法が施行されて、旭川市は２０２０年から５か年計画を策定しています。２０２４年度、今年度が最終年度ということになると思います。

私は、教員時代も社会科教員でしたので、歴史や文化というのは地域やまちづくりの基礎をなすものだというふうに考えています。旭川のこれからのまちづくりを考える上でも過去や現在を振り返るのはとても大事なことだと思うのですが、残念ながら、市長の市政方針の中には今年もアイヌ文化への言及が一言もありませんでした。

その一方で、マイセンの寄贈を受けたということが文化に関わる言及ということで聞かせていただきましたけども、やっぱり、私との認識の違いがあるなということをつくづく思いました。

社会教育部としては旭川のまちづくりにとって大事な要素なのだという事を認識されていて、５か年計画をつくって取り組んでこられたと思いますけども、残念ながら、これが教育委員会の範疇の中だけでとどまっていなかったらどうか、まちづくりにどう生かすかというような大きな、また、明確なビジョンがないというのは地域計画をつくったときからも何度も指摘してきたところです。

それはさておき、第１期が間もなく終わりますので、まず、第１期計画の総括について伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 第1期となる現在のアイヌ施策推進地域計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、3つの基本方針を定め、様々な事業を実施してまいりました。

基本方針の1つ目のアイヌ文化の理解の促進では、博物館や生活館において、アイヌ語やアイヌ文様刺しゅうなどのアイヌ文化関連講座を実施したほか、小中学生を対象としたアイヌの歴史や文化を学び、体験する学習プログラムなどを実施いたしました。

2つ目のアイヌ文化の保存と伝承では、嵐山公園内のアイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセの整備、博物館で収蔵しているアイヌ語音声資料のデジタル化などを行いました。

3つ目のアイヌ文化を生かした産業や観光の振興では、アイヌ文化関連スポットを外国人観光客に紹介するための観光モデルコースの開発や川村カ子トアイヌ記念館新館整備事業への支援などを実施したところでございます。

これらの事業を実施することにより、アイヌ文化の保存、伝承や理解の促進につながるとともに、観光の振興も図られ、アイヌ文化を生かしたまちづくりを推進できたものと認識しております。

○横山委員 成果があまりなかったと総括するわけにいかないことも重々分かるので、観光振興も図られた、文化の理解の促進にもつながったし、文化を生かしたまちづくりも推進できたということとを否定するつもりはないのですけれども、この時期の前半はコロナ禍の中で観光振興等も十分生かせなかったんじゃないかと常々伺っていたところでもありますので、手放しで評価していいのか、疑問符がつきます。

施策推進の検討会でも様々な御意見が出ていたようで、それらも踏まえて、今、第2期計画が策定され、新年度からスタートすることになると思うのですけれども、第2期計画の概要について、決まっている部分だけでも結構ですけども、どんな方向性を持っているのか、または、事業の概要等を御説明いただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和7年度から令和11年度までの第2期のアイヌ施策推進地域計画については、現在、国との間で内容の確認を行いながら協議を進めているところであり、今月の中旬頃には認定される予定となっておりますが、その策定に当たっては、学識経験者やアイヌ関係団体などで構成するアイヌ施策推進検討会において意見聴取しながら検討を進めてまいりました。

第2期計画の概要についてですが、まず、基本方針については、先ほど申し上げた第1期計画の3つの基本方針に、第2期の計画では新たに2つの項目を加えております。

1つ目は、地域のアイヌ文化の持続的発展を目指すという観点で、年々減少するアイヌの当事者だけでなく、アイヌ文化の振興に取り組む方を増やしていくという狙いで、市民の主体的活動の促進、2つ目は、アイヌの方々が自ら資金を確保するという狙いで仕事の創出を定めております。

次に、5年間の計画期間中に新たにに取り組む主な事業としましては、アイヌ伝統の工芸品の作成や、アイヌ文化の伝承活動に必要となる林産物の採取、活用当たり、市内の国有林を主なフィールドとして樹木等の現況調査や栽培、育成、大木の伐採等を行う事業や、北門中学校にある知里幸恵資料室の関連資料の展示環境を整備する事業などを盛り込んでいるところでございます。

○横山委員 新たに2つの項目を付け加え、新しい5か年計画を展開したいということでした。

アイヌの当事者の方たちが年々減少するという評価もされていますが、大事な視点だと思うんですよね。旭川市民がどうアイヌ文化と関わって、または、アイヌの方と関わって、支えていくとい

う考えはちょっとおかしいかもしれませんが、どう付き合っていくのかということがやっぱり問われていると思うんですよね。一方で、当事者の方でなければできないことというのもあると思いますし、そうでないほかの市民が担う役割や可能性というのも追求していく必要があると思います。

ただ、それを行政がただ示すだけではなくて、市民との対応の中で探っていくということをこれから考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。皆さんは、アイヌ民族、アイヌ文化とどう向き合っていくのかということを一人一人の市民に問いかけていかなきゃいけないんじゃないかなということです。

私は別に自信を持って言えるわけではないのですが、私が今住んでいるところは、何度かお話ししたこともあると思いますが、もともとはアイヌ給与地だった土地を祖父が所有したところなわけなのですが、そこに暮らしてきた一人の人間として、近文地区のアイヌ文化だとかをどう次の世代に引き継いでいくのかは大きな課題だと受け止めていますし、教員時代もアイヌ語地名に関わることだとかを授業に取り入れましたし、アイヌの方たちとの悲しい負の歴史もありましたので、そういうこともしっかり子どもたちに伝えていかなきゃならない役割があるなと思って授業実践してきたつもりです。

学校現場を離れてからは、時々、嵐山をフィールドにして、地質だとか動植物の環境の問題だとか、嵐山とアイヌの人たちの暮らしの問題だとかについても着目し、何か自分にできることはないかなということではぼつらぼつらやり始めているところです。また、川村カ子トアイヌ記念館を支える友の会という会もありますが、その活動にも加えていただいて、今どういった形で記念館を支えられるかということを皆さんで議論しているところです。

まちづくりにアイヌ文化を生かしていくのであれば、自分事として、アイヌ文化とどう関わって、または、切り結んでいくのかということを市民に発信していく必要がありますので、そこが旭川市としてはまだまだ欠けているんじゃないかなと私は認識をしています。

いろんなお付き合いの中で平取町のアイヌ文化に関わる研究活動をやっている教え子がおりまして、まちの景観とアイヌ文化の関わりについて、研究、集積するという活動が平取町ではずっと行われています。それから、千歳市には、定年退職し、再任用教員ですが、暇になった分、アイヌ文化を子どもたちと一緒に学ぶ授業づくりをやって、出前授業をやっているという仲間もおります。

まだまだ発展させる余地が旭川にあるんじゃないかなと思います。簡単な話でないということは重々分かりつつも、旭川市民がどういうふうにアイヌ文化を見ているのかということがこれからも問われ続けていくと思いますので、第2期計画に期待をしながら、私たちの課題として受け止めていきたいなということを申し述べて、これについては終わりたいと思います。

1つ忘れていました。これも言わなきゃいけないです。

仕事の創出とありましたよね。私は、将来的には、アイヌの人たちがなりわいとしていたサケ漁をどうしていくかということも何らかの形で考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。儀式で部分的に捕ることを許されるみたいなどころはあるのだけでも、それだけで本当にいいのかということです。財産権の問題など、様々ありますけども、亡くなった川村兼一アイヌ記念館の元館長もおっしゃっていた話でもありますので、いつかどこかで課題にしていいただければあ

りがたいなと思います。

続いて、議会でここに言及するのは初めてかもしれません。彫刻だけではやったと思いますが、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の課題について取り上げたいと思います。

何で取り上げるかには様々あるのですが、たまたまこの美術館でお仕事されている方と知り合いでして、最初に会ったとき、予算が回ってこないから、なかなか、いろんなことができないというお話を聞きました。それから、その次にお会いしたときは、市民の人たちに彫刻美術館の存在があまり知られていないよねという話をされていました。

そう言われてみれば、彫刻美術館の存在は、知っている人は知っているとは思いますが、旭川にそういうものがあるのだ、あの建物がどういうものかということがどれだけ知られているのかなど。啓北中学校や北鎮小学校の子どもたちは、近くですから結構知っているのですが、ちょっと離れた地域の学校の子どもたちはどうなのかなと思うのです。

私は神楽中学校にいたことがあります。神楽中学校の子どもは三浦綾子のことはよく知っているのですが、啓北中学校の子たちは三浦綾子って誰ですかという感じで、クラスに1人知っている子がいればいいぐらいの感じでした。それで、親たちもそういうことを話題にしたり行ってみたりしていないのだろうなと感じていました。大きな財産なのにもったいないなと20年前ぐらいからずっと思っていますし、そんなことで彫刻美術館は注目度が低いんじゃないかなと思っています。

私は年に1回か2回ぐらいは行くのです。行くたびにいろいろ発見もあるし、中原悌二郎の価値も重く受け止められるようになってきました。皆さんは知らないでしょうけど、実は私は美術教員の免許も持っているのです。隠していましたけど、6年ぐらい美術教員を名寄でやっていましたが、そういう行きがかりもあって大事にしていきたいなという思いもあるのです。それで、今、彫刻美術館の現状がどうなっているのか、課題はどんなのかということを議論したいなと思います。

まず、彫刻美術館の運営事業費について、新年度予算の内訳等を御説明ください。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和7年度の彫刻美術館の運営事業費予算につきましては、経常費は彫刻美術館管理費3千991万円、臨時費として、彫刻美術館事業活動費515万円、中原悌二郎賞関係費610万円、旭川彫刻フェスタ開催負担金30万円、野外彫刻管理費35万円、彫刻美術館改修費231万円を計上しております。

○横山委員 繰り返しますが、彫刻美術館の正式名称は中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館であります。長いですが、大事な名称です。

中原悌二郎の作品の収蔵状況というのはどうなっているのか、御説明ください。

○坂本社会教育部文化振興課長 1994年に開館した彫刻美術館は、旭川ゆかりの彫刻家、中原悌二郎の業績を顕彰することを設置目的の一つに掲げていますことから、美術館の名称にも中原悌二郎の名前を冠しております。

32歳という若さで病没した中原悌二郎は、記録によりますと、彫刻に携わった10年間程度の期間で25点の作品をつくったとされております。しかし、気に入らない作品は自ら壊してしまったこともあり、現在確認できている彫刻作品は12点のみとなっており、彫刻美術館では、これら12点のブロンズ作品を全て収蔵し、美術館2階の常設展示室で展示、公開しております。

また、2件の石膏原型も収蔵しているほか、病氣療養のために帰郷した際に旭川で描いた7点の油彩画も収蔵しており、美術館内の中原悌二郎資料室や企画展示の際に展示をしております。

なお、中原悌二郎は日本の彫刻史における重要な作家でありますことから、ブロンズ作品は全国各地の美術館で収蔵されておりますが、現存する12作品が全てそろっているのは旭川の彫刻美術館と長野県安曇野市にあります碌山美術館の2か所だけとなっております。

○横山委員 彫刻に詳しくない方はあれかもしれませんが、彫刻は型さえあればブロンズは幾つでも作成ができるので、同じ名前の作品があちこちにあるということにもなるのですけども、12点そろっているのは日本で2か所しかないということでした。碌山美術館は中原悌二郎が影響を受けた日本の彫刻家荻原碌山さんですので、そういった意味では旭川の持つ価値というのを認識していただければなというふうに思います。

残念ながら、2階のスペースがそれほど広いわけじゃないのですよね。中原悌二郎賞を受賞された方たちの作品もいっぱい並んでいるので、スペース的にもうちょっと何とかならないのかなと思うこともあるのですけども、そろっているという価値は非常に大きいと思いますので、ぜひ見ていただければと思っております。中原悌二郎を紹介する映像なんかも見られます。誰に向かって言っているのか分からなくなっていますが、議員の皆さんにもぜひ見ていただきたいなと思います。

さて、日本の彫刻史上でも僅か10年の作家生活でしたけども、非常に重要な位置を占めている中原悌二郎のゆかりの彫刻美術館でもありますし、全て収蔵していること、そして、彫刻のまちと呼ばれている旭川市にとってとても重要な施設であるのですけども、彫刻のまちとして教育委員会はこの美術館をどんなふうに位置づけているのか、ぜひお示しいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 1970年に中原悌二郎賞を創設したことで、国内有数の優れた彫刻家たちの作品が本市に集まるようになり、また、1972年に全国初の恒久歩行者天国として平和通買物公園がオープンした際、まちのシンボルとして手の噴水をはじめとする幾つもの彫刻が設置されたことから本市は彫刻のまちとして知られるようになりました。

彫刻美術館はこうした既存の作品を生かす形で開設された施設ですが、作品の収蔵と展示だけではなく、本市における彫刻関係の事業を全て所管する中核施設となっております。現在では、日本彫刻界の最高栄誉と言われる中原悌二郎賞の実施をはじめ、市内の小中学校で収蔵作品の展示と鑑賞事業を行う彫刻巡回展示や地元の美術関係者と実行委員会を組織して体験型の事業を行う旭川彫刻フェスタなど、見る、知る、触れるといった様々な彫刻との関わり方を提供することに努めており、美術館外でも様々な事業を行う全国的にも珍しい美術館となっております。

また、彫刻美術館の分館としてJR旭川駅に開設したステーションギャラリーでは観覧料無料で収蔵品等を公開しており、鉄道やバスを利用される市民や旅行客が気軽に彫刻を鑑賞できる環境を提供し、彫刻のまちと本市の彫刻コレクションのすばらしさを市内外に周知する施設として運営しているところでございます。

○横山委員 来歴がよく分かる御説明をいただきまして、ありがとうございました。

幾つかのホームページを見ると彫刻のまち旭川と必ず書いてあるのですけども、何でそう言われるのかという説明はほとんどないんですよね。だから、あえて言ってみたのです。ただ、もう一つ要素があるということを皆さんにもぜひ知っていただきたいなと思います。

今度の日曜日まで旭川美術館で「追悼 彫刻家・板津邦夫」展というのが開催されています。板津先生は残念ながらお亡くなりになりましたけども、1961年から教育大旭川校で美術の教員として学生を指導してきた方です。この先生の教え子に当たる方と数人とお付き合いがありまして、

教職員の作品展等々で関わりを持たせていただきました。

第1回ゼミ生だった関秋宏先生は亡くなりましたけども、板津先生と第1期生の皆さんが青銅会という会をつくって、旭川の彫刻制作活動を下支えしてきたという歴史があって、その影響も実はとても大きかったような気がするのです。中原悌二郎の存在だけでは決してなかったし、その後、どういう歴史が続いてきたのかということも市民としては受け止めなきゃいけないかなと私は思っています。青銅会の作品展は旭川美術館でたしかやっているのですが、彫刻美術館の中でも触れていただくような作品展等々があればいいなと思います。

それから、余談ですけども、北門中にある知里幸恵文学碑は皆さんも御覧になったことがあると思います。私は毎日のように見ているのですが、あの碑を造られた方も中原悌二郎賞を受賞された空充秋さんという方ですけども、そういった方たちが旭川のような、屋外彫刻だけでなく、文学記念碑とかに携わっているということもぜひ知っておいていただければありがたいなと私は思います。

そして、課長と雑談の中で話したことですけども、旭山動物園はポスターも作っているし、カレンダーも作っているのに、彫刻美術館はポスターないよねという話です。そこそこにこういったポスターがあるというの必要なことのような気がするんですよね。これはほかの施設も含めてです。

たまたま娘と孫を送りに小樽のフェリーターミナルに行ったとき、小樽市のいろんな歴史的な建造物をメインにしたポスターが5枚ぐらい並んでいて、これはいいなと思ったんです。運河だけじゃなかったのです。旭川にはこういうのがないよねと。自然を売り物しているのは結構あるけども、歴史的な建造物だとか、歴史を感じさせるような、アピールするポスターもいいんじゃないかなというふうに思っていました。これは予算と相談しなきゃならない話ではありますが、そのポスターを多くの市民が目にするところにぜひ貼っていただきたいです。観光客の前に、やっぱり市民が知らなきゃいけないと私は思っていますので、ぜひ検討をいただければと思います。

最後に、旭川市の文化振興策の方向性ということを取り上げたいと思います。

先ほど市政方針の話もしましたが、野崎教育長は教育行政方針で個性豊かな文化の振興、市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実、郷土文化の保存、充実としっかり言及されていたので、それは十分称賛をしたいと思います。ただ、それで十分なのかという問題提起を今回はしたいと思います。

まず、旭川市における文化振興の考え方、文化によるまちづくりの方向性等について御説明をいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 旭川市文化芸術振興条例では、文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、全ての人々に感動と生きる力を与えるものであり、活発な文化芸術活動は地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に資するものであると定めていることから、文化芸術の振興を図ることは全ての市民が心豊かに充実した生活を営むことにつながるものであり、まちづくりを推進する上で大変重要であると認識しております。

○横山委員 まさにそのとおりであることは間違いないのですが、今年1月、私は浜松市へ行政視察で行ってまいりました。浜松市はうなぎパイで有名ですけども、うなぎパイのことはよくて、あそこは2014年にユネスコ創造都市の音楽の分野で加盟をしています。

浜松といえば、ヤマハと河合楽器の本社があるところで、財政的にもなかなかというところでした。単純には比較できないのかもしれませんが、ユネスコ創造都市に加盟したのが2014年で、2020年に文化振興ビジョンを改定しています。文化振興は市民の手によるものだという考えを具現化する政策をいろいろやってきたという御説明をいただきました。

そして、これはちょっと面白いなと思ったのは、旭川では、文化振興は社会教育部、教育委員会の中にあるのですが、浜松市では市民生活部の中にあるのです。市民部の中に創造都市・文化振興課というのがあって、そのほか、文化財課、美術館、中央図書館があります。そして、中央図書館では市史編さんも所管をしているそうです。

何で市民部なのだという話をしたんですよ。そうすると、契機はユネスコ創造都市だったそうなのですが、文化振興をまちづくりにどう生かしていくのかというのは市民とどう共に動いていくか、市民協働の考え方を具現化しなきゃいけないという問題意識だったようなのです。

そして、市民部の中には男女共同参画の担当も入っているのです。ユニバーサルデザインも入っていて、なかなか面白いのです。多分、こういう文化政策をやっていかうという大きなビジョンがあるんですよね。それに様々な部署が参画していくような組織改編をやっているのだと思います。

コロナ禍も文化振興の在り方を問い直す契機だったとおっしゃっていました。音楽のまちなので、音楽ホールだとか、市民が集う様々な場所もあるのだけでも、そこでどうしていくのかということを見直す契機にもなったということです。

そして、歴史的な経緯も違うので、一概には言えませんが、文化活動は市民が中心になってやるべきなので、行政は本当に下支えするだけに徹したいという感じでした。協議会をつくって、そこに様々な団体が参画をしています。もちろん、企業も入っていて、ヤマハや河合が入っていれば、これはいいなと思いましたけども、そういう形で文化振興しているということがよく分かりました。

旭川市もユネスコ創造都市に2019年に加盟しました。アイヌ施策推進法も同じ年に施行されていますが、文化振興を市政の中にどう位置づけるか、その時点で問い直す契機だったんじゃないかなと思うんですよね。でも、私から見れば、残念ながら、何となく交付金を使える事業を各部で挙げてというのを寄せ集めてしまったようなものになっていたんじゃないかと。気を悪くしないでいただきたいですけども、そういうふうに私の目には移りました。

第2期計画は、こなれてきただろうし、新たなこともあるのですが、まちづくりの中にどう位置づけていくのかということが明確ではないんじゃないかなと思います。それで、提案をしたいことなんですけども、現在ある文化芸術振興基本計画、浜松市でいう文化振興ビジョンですけども、その計画の改定に着手する必要があるのではないかなと。

文化会館の改築も視野に入っているわけですので、改めて文化振興をどうしていくかというビジョンがないと、文化会館もどういう目的で造ったのかという話になりかねない。そういうことに取り組む契機であるんじゃないかなと私は考えていますが、ぜひ見解を伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 旭川市文化芸術振興計画は、平成21年に制定した旭川市文化芸術振興条例に基づき、平成22年度から平成27年度までを第1期として定めており、その後、第8次総合計画の期間に合わせた平成28年度から令和9年度までを計画期間とした2期目となる現行の計画を策定しております。

今後につきましては、現行計画の評価、検証を行い、課題を整理するとともに、文化芸術団体等と意見交換などを行いながら、令和10年度を始期とする3期目の計画策定に向け検討を進めていきたいというふうに考えております。

○横山委員 タイミングが悪かったということですね。この計画のとおりでいえば、今はその時期じゃないんだということなので、残念だなという気がしています。ただ、何か文化振興が市民全体のものになっていない。だから、行政の中でも教育委員会にあればいいかなと位置づけになっているかなと。本当は市の機構改編も含めて考えていくべきではないかなと。文化によるまちづくりをもし掲げていくまちなのであればですね。

そこから、観光振興はもちろんですけども、経済活動も含めて、どう生かしていくのかという総合的な考え方が必要なような気がします。ぜひ、今後の課題として教育長や副市長には受け止めていただき、御検討をいただければありがたいなというふうに思います。

続けると中途半端になるので、少し早いのですが、区切りにさせていただいていいですか。よろしくお願いします。

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月17日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時49分